

平成23年 第2回

猪名川上流広域ごみ処理施設  
組合議会（定例会）会議録

平成23年8月8日開会

平成23年8月8日閉会

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

# 目 次

◎応招議員	1
◎審議結果	2
◎第1日会議録（8月8日）	
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席を求めた者	4
○事務局職員	4
○議事日程・付議事件	5
○会議の顛末（速記録）	6～57
----- 開 会 -----	
議長あいさつ	6
管理者あいさつ	6
議員の出欠報告	7
----- 開 議 -----	
諸般の報告	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 一般質問	7
○美谷芳昭君	8
1. 豊能美化センター焼却施設内焼却灰（ドラム缶148本）の処理について	
○宮坂満貴子君	15
1. 委託業務入札時の総合評価方式等の導入について	
2. 委託事業業務完了時における検証について	
3. 今年度の瑕疵担保対象件数と内容について	
○黒田美智君	22
1. 委託労働者の労働環境を守る取り組みについて	

2. 施設における大震災等の対応について、及び今後の課題について

○鈴木光義君 ..... 28

1. 啓発施設の利用と、啓発活動について

----- 休 憩 -----

----- 再 開 -----

日程第4 報告第1号 ..... 32

日程第5 議案第3号 ..... 33

日程第6 認定第1号 ..... 38

日程第7 同意案件第1号 ..... 55

管理者あいさつ ..... 57

議長あいさつ ..... 57

----- 閉 会 -----

第2回 猪名川上流広域ごみ  
処理施設組合議会（定例会）

応 招 議 員

審 議 結 果

+

## 心 招 議 員

1 番	西 谷	八 郎 治	2 番	梶 田	忠 勝
3 番	宮 坂	滿 貴 子	4 番	久 保	義 孝
5 番	谷	義 樹	6 番	美 谷	芳 昭
7 番	多 久 和	桂 子	8 番	鈴 木	光 義
9 番	黒 田	美 智	1 0 番	平 岡	讓
1 1 番	今 中	喜 明	1 2 番	竹 谷	勝
1 3 番	池 上	哲 男	1 4 番	平 井	政 義
1 5 番	永 並	啓	1 6 番	松 田	敬 幸
1 7 番	福 西	勝	1 8 番	合 田	共 行

(1 8 名)

+

## 審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果	備 考
議 案 3	猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響調査等の実施に関する条例の制定について	23. 8.8	23. 8.8	可 決	
認定 1	平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算の認定について	〃	〃	認 定	
同意 案件 1	公平委員会委員の選任について	〃	〃	同 意	

# 第 1 日 会 議 録

+

平 成 2 3 年 8 月 8 日

◎ 出席議員

1番	西谷	八郎治	2番	梶田	忠勝
3番	宮坂	満貴子	4番	久保	義孝
5番	谷	義樹	6番	美谷	芳昭
7番	多久和	桂子	8番	鈴木	光義
9番	黒田	美智	10番	平岡	讓
11番	中植	昭彦	12番	竹谷	勝
13番	池上	哲男	14番	平井	政義
15番	永並	啓	16番	松田	敬幸
17番	福西	勝	18番	合田	共行

(18名)

◎ 欠席議員

+

## ◎ 説明のため出席を求めた者

管 理 者	大 塩 民 生
副 管 理 者	池 田 勇 夫
副 管 理 者	福 田 長 治
副 管 理 者	中 和 博
会 計 管 理 者	篠 木 満 司
事 務 局 長	杉 岡 悟
次 長	山 内 敬 之
兼 総 務 課 長	
施 設 管 理 課 長	大 上 肇

## ◎ 事 務 局 職 員

書 記	小 竹 温 彦
書 記	住 野 智 章

◎ 議事日程・付議案件

日 程 番 号	議案番号	議 案 名
1		会議録署名議員の指定
2		会期の決定
3		一般質問
4	報 告 1	平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の事故繰越し繰越計算書の報告について
5	3	猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響調査等の実施に関する条例の制定について
6	認 定 1	平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算の認定について
7	同 意 案 件 1	公平委員会委員の選任について

+

◎会議の顛末（速記録）

開 会 午前10時00分

○議長（梶田忠勝君） それでは、ただいまより平成23年第2回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

暑さ厳しい折、御出席を賜りありがとうございます。本定例会は、報告に加え、条例制定議案、平成22年度歳入歳出決算の認定、さらには公平委員会委員の選任同意を審議する重要な議会であります。

議案の内容につきましては、後ほど管理者から説明がございしますが、議員各位の綿密周到な御審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

本議会の御審議に御精励くださいますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

初めに、能勢町議会において5月10日に役員改選が行われ、新たに組合議員が選出されておられます。能勢町議会から選出されました議員の皆さん、各自御紹介をお願いします。

○5番（谷 義樹君） おはようございます。能勢町の谷です。

引き続き、当組合でお世話になることになりました。今後ともどうかよろしく願いいたします。

○6番（美谷芳昭君） 同じく、能勢町的美谷でございます。

私の出身がここの田尻川の上流のすぐそこございまして、もうしばらくかかわり合いを持ちたいと思ひまして、今後ともいろいろお世話になると思ひますが、どうぞよろしく願いいたします。

○11番（中植昭彦君） おはようございます。能勢町の中植でございます。

今回より組合議員として務めさせていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 次に、管理者からごあいさつをいただきたいと思ひます。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） 皆さんおはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成23年第2回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用の中にもかかわりませず御参会をいただきまして、まことにありがたく、皆様方の御精励に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

なお、後ほど、私から御提案を申し上げます案件は、平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の事故繰越し繰越し計算書の報告について、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響調査等の実施に関する条例の制定について、平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算の認定について、さらには、公平委員会委員の選任についての報告1件、

条例制定議案1件、決算認定1件、同意案件1件の4件でございます。諸議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（梶田忠勝君） まず、本日の議員の出欠を御報告いたします。

ただいま18名、全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております印刷物により御了承願います。

まず、諸般の報告をいたします。地方自治法第123条の規定により、理事者の出席を求めていますので御報告いたします。

なお、今年4月1日をもって人事異動があり、新任の局長の紹介をいたします。

局長、杉岡悟君。

○事務局長（杉岡 悟君） おはようございます。杉岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（梶田忠勝君） これより日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（梶田忠勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

議長において、1番西谷八郎治議員、3番宮坂満貴子議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（梶田忠勝君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日8日から9日までの2日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

#### 日程第3 一般質問

○議長（梶田忠勝君） それでは、日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告を受けておりますので、順序に従って順次発言を許します。

6番、美谷芳昭議員。

○6番（美谷芳昭君） それでは、私のほうからトップバッターで一般質問をさせていただきます。

私の質問につきましては、豊能郡美化センター焼却施設内焼却灰、これがドラム缶148本ございますが、この処理を国崎クリーンセンターのほうで処理できないかどうか、してもらえないかどうかと、こういう可能性についてお聞きしたいと思います。この件につきましては、以前に豊能町の議員の方が数回質問されておりますが、再度考え方をお聞きしたいと私は思います。

さて、以前に豊能町・能勢町で共用設置をしていました焼却施設、これはダイオキシン排出量が国の基準を超過したために平成10年に休止し、平成11年から12年にかけて撤去いたしました。その解体撤去された焼却施設内のダイオキシン汚染物を、このときはドラム缶で大体4,300本ほどございましたですね。その多くは、特別管理産業廃棄物、いわゆる特管産廃として外部で処理しております。

ただ、焼却灰と言われる特別管理一般廃棄物、これが148本、これが残ったんですね。この処理に関しましては、処理先の自治体の承認が要りますことから、処理に苦慮をいたしまして、これまで全国30数社に打診すれども、自治体として承認をされなかったもので、現在のところ未処理のまま豊能町の倉庫に保管されておまして、目下現在、処理のめどが立っていないというのが現状でございます。

処理先の自治体、いわゆる30数社の処理先の自治体の拒否の主な理由に、地元で灰溶融施設、立派なんがあるじゃないかと。そこで地元で処理すべきちがうかと。一廃は大体地元で処理すべきというのが大原則でございますので、そこですべきやと。わざわざこちらまで持ってくる必要はないんちがうかと、そういう理由が大きな理由ということでございます。

そこで、国崎クリーンセンターで本当に処理できないかどうかということこれから真剣にお聞きしたいと思います。

この中に高濃度のダイオキシンが含まれているものがございますが、この処理に関しまして、法的には私は可能だと思うんです。法的には可能という見解をまたお聞きしたいんですけど、私は法的には可能だと思いますので、暫定的に投入ピットが必要でございますので、投入ピットを新設して灰溶融施設を改修して投入すれば可能ではなかろうかなと私は思います。

当然、この焼却場には厳しいダイオキシン排出規制、総量規制で2マイクログラム／トンが課せられておりますが、いわゆる希釈して長期間かかってでも処理すれば、処理方法を工夫すれば、この範囲内での処理は可能ではなかろうかなと、私はそう思うんですね。

そういうことで何とか御理解いただきたいということなんですけど、今申しましたことに関しまし

ての見解をお聞きしまして、1回目の質問とします。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、美谷議員の御質問にお答えいたします。

豊能郡美化センターの運転停止に伴って発生した燃え殻、ばいじんや堆積物など、ドラム缶に詰め、保管している特別管理一般廃棄物を国崎クリーンセンターで処理できないかとの御質問であります。

ダイオキシン類が含まれた汚染物に対し希釈をするなど、処理方法に何らかの工夫を凝らすことができないか。技術的な面での検討もしておくべきとお考えと理解をしております。国崎クリーンセンターでは、非常に厳しい排ガス基準やダイオキシン類の総量規制を自主的に定めていることから、軽々には申し上げにくいのですが、単純に技術的な面からだけ見た場合には、相応の手だてをした上で処理する方法もあるのかと想像するところではあります。

ただ、この問題につきましては、平成15年2月、19年8月及び20年2月の各定例会の一般質問において、豊能郡美化センターのドラム缶、いわゆる高濃度ダイオキシン類汚染物の処理に関して同様の御質問を受けておまして、将来、国崎クリーンセンターで当該汚染物を処理する可能性があるのか、法的には処理することが許されるのか、処理のために施設改造の可能性はあるのかということが趣旨でございました。

答弁の要旨では、法的に処理は可能ですが、豊能郡環境施設組合と猪名川上流広域ごみ処理施設組合では、それぞれの役割が異なることから、当該汚染物の処理を新ごみ処理施設で行うことは想定していない旨の考えをお示ししております。

豊能郡環境施設組合では、ダイオキシン問題の後処理を行い、猪名川上流広域ごみ処理施設組合は構成市町から出るごみの中間処理を行うという役割分担に基づくものであります。一般質問があった施設建設前の状況と国崎クリーンセンター稼働後の現在の状況等で両組合の役割分担や考え方、施設の機能・構造には変化はございませんので、技術的に大丈夫だとした場合であっても、組合としましては、これまでの当議会での協議経過等を踏まえた中で、当施設の適正な運転管理に努めなければならないものと考えております。

御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 6番、美谷芳昭議員。

○6番（美谷芳昭君） 答弁をお聞きしまして、可能性もあると想像するという、ばくっとした答弁でございますけど、以前の豊能町の議員の答弁から、何も前へ出てないですね。あのときの答弁とほぼ同じような答弁をされておりますね。役割が違うとかいうようなことをおっしゃっております。

確かに、それはそうだと思うんです。そんなに簡単には変わることは、私はないと思うんですけど、あれから大分時間もたってきておまして、時間的な経過もありまして、豊能町・能勢町にしまして、いろいろな可能性を探って努力してきまして、その結果どこ行ってもだめなんですね。地元にもある

ということを言われておりますので、どこ行ってもだめだということで、もう一步前へ進んでお考えをいただけないかどうかということをお私に現在、きょう言うてますのでね。

法的には、実際は可能なんですね。ちょっとそれだけ一つ、まずお聞きしたいと思います。法的に可能かどうかということですね。

それと、改修費用等がちょっと話も出ておりましたけど、当然、投入に関しては一廃の投入口ではなしに、灰溶融施設のところを改修して、そこへ投入していくと、当然そういうふうになると思います。改修費については、私は両町の負担と、豊能町・能勢町の負担ということで、その負担割合は必要やと思いますね。

そこでもう一つお聞きしたいのは、いわゆる費用の問題なんか、いわゆる改修するスペースがあるんかないんかと、これもちょっと問題みたいですけどね。場所がないんかどうかと。そうか、灰溶融施設にダイオキシンを除去する能力がないんか、その辺のことをお聞きしたい。

今の答弁でしたら、全く取りつく島がないんですね。門前払いという形ですね。そうじゃなしに、もう一步検討してもらって、今言いましたようなことを、スペースかシステムか、改修費用なんか、ダイオキシンの能力なんか、その辺のことをもう一度答弁していただきたいと思います。

それから、もう一つの考え方ですね。この猪名川上流広域ごみ処理施設組合、これは地方自治法の284条、これに基づいて1市3町の事務の共同処理をする一部事務組合ということですね。これは間違いのないと思うんですね。今の仕組みのやり方はね。一部事務組合、特別地方公共団体であって、法人格を有しております。地方自治法上は、地方公共団体たる性格を与えているもので、それが証拠に議会もあるということなんですね。

この設置目的、御存じのように構成団体から排出されるごみの処理を目的として設置されたもので、今回質問しております、いわゆる焼却灰と言われる特別管理一般廃棄物、これは豊能町と能勢町から排出された一般廃棄物でありまして、この組合議会で仮に承認されれば処理ができるのではなかろうかなということを思っております。この見解をお聞きしたいと思います。

当然、近隣自治会とか環境保全委員会の一定の御理解も必要だと思いますけど、安全が確保されれば何とか御理解いただけるのではなかろうかなというふうに思っています。

ちなみに、ダイオキシン、青酸カリに比較して6万倍の毒性があると言われておりますが、ダイオキシンと申したら御存じだと思いますけど、数億年前から自然界にあるもので、毒性は低く体内では蓄積しないという性質がある。

以前、ベトナム戦争でアメリカがダイオキシン入りの枯葉剤を散布して奇形児が生まれたということは御存じだと思いますが、日本では1960年から80年の約20年間にダイオキシンが含まれた農薬、いわゆる水中除草剤が散布されております。その総量は、ベトナム戦争で使われた約8倍と、相当の量が使われております。その間に日本人は米を食べていくということになりますけど、しかし

ながら、ダイオキシンで亡くなった方、並びに病気になった方、どなたもいらっしゃいませんね。

このように、ダイオキシンは非常に毒性が低いということでございまして、問題は先入観念、並びに風評等があると思いますので、熔融施設で無害化すれば特に問題ないと思うんですけど、この見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 再質問の内容につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目の法的に可能かというところの御確認でございます。これにつきましては、過去の議会においても可能であるというふうに答弁もいたしておりますし、参議院の中村敦夫さんが平成15年2月にごみ焼却炉の解体に関する質問というものを第156回の通常国会において質問をされておまして、そのときの環境省の回答の中にも廃棄物処理法施行令第3条第2号イ及び第4条の2第2号の規定により、認められているというふうな回答をしておまして、法的には処理をすることが可能であるというふうに認識しております。

また、技術的にそういった汚染物を処理するに当たりまして、改修の費用がどれぐらい見込まれるものなのか、スペースが実際にあるものなのか、能力的にはどうかという内容でございますが、私どものほうで今、議員がおっしゃいましたいろいろな処理の仕方の工夫というものを技術面のほうから見てまいりますと、熔融炉のほうへ直接投入するというふうな経路をこしらえるよりも、可燃ごみの投入ホップのほうに事前に小さく小分けをいたしまして、燃える素材の容器に詰め直ししてもらって、直接人がそのホップから汚染物を投入する。その際に、一般の可燃ごみでサンドイッチをして、一定濃度以下、これはまだ想像のレベルですので、どれぐらいの率がいいのかというところは全然定かではございませんが、そういう方法をとれば、一般のごみと同じ流れに乗っかって汚染物を焼却するというやり方があるのかなというふうな想像はいたします。

そういたしますと、改修費は必要ないのかな。スペースも必要ないのかな。能力的には私どもの排ガス処理装置等を想像レベルで言いますと、基準は厳しいですけども、対応はとれるのかなというふうな思いはいたしております。

また、一部事務組合で議会の承認を得れば、焼却することが可能になるのではないかという御質問でございますが、これは先ほどの答弁にも申しましたように、過去に3度も同じ内容で、それも将来どうなるんですかという、非常に突っ込まれた内容で御質問をいただいておまして、そのたびに先ほどの答弁のような内容で、役割が違いますよということを申し上げております。

その一例といたしまして申し上げますと、平成15年2月の折に答弁いたしました内容ですが、1市3町が組合を設立する段階で、兵庫県なり大阪府といろいろと下協議を行った経過があるわけでございます。そして、そのときにも組合が二つできるということにかんがみまして、府・県におきましては、行革の時代に二つの施設組合ができるという理由なり根拠はどこにあるのかというようなこ

とで、いろいろお話し合いがございまして、そのときも我々といたしましては、豊能郡の施設組合につきましては、ダイオキシン問題の後処理の問題等があり、これは存続する必要がありますと。それから、猪名川上流広域ごみ処理施設組合では、1市3町から出る市民の皆様方のごみの中間処理を行うというようなことで、明確に役割分担を分けているのだということを決着がついておるわけです。というふうな、府・県との下協議の内容まで御説明をして御答弁をしておりますので、そういった経緯を踏まえますと、今直ちに技術的に大丈夫だからというようなことで方針を変えていくというところまでは考えてございません。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 6番、美谷芳昭議員。

○6番（美谷芳昭君） 法的に可能だということは、確認はできたと思います。

それで、過去の質問の答弁にかなりこだわっておられるようですが、私、過去のこともちょっと見させてもらいましたけども、そんな突っ込んだやりとりはなかったように思うんですね。今の過去の答弁は答弁として、今現在の現状にあわせて、やっぱり対応してもらおうということも必要ではないのかなと思うんです。特にそれにこだわる必要はないと思うんですけどね。

それと、投入の方法ですけど、今ちょっと私は溶融施設の前にピットもつくって、それで今のごみの灰と一緒に混合して溶融施設のほうに投入していくと。それが一番問題ないのではなかろうかなと申しましたけど、一般のごみの投入に小分けして小さくして、サンドイッチして処理も可能であるということも、そういう想像をすると。想像ということで答弁もいただいております。そういう可能性もないことはないということも答弁いただきました。ちょっと一歩前進かなというふうには思っております。

その中で3回目ですので最後の質問になりますねんけど、申しわけないですけど、管理者並びに能勢町・豊能町の両副管理者にちょっとお聞きしたいんですけど、まず、副管理者でもあります豊能郡環境施設組合の管理者、池田町長にお聞きしたいんです。

汚染物、現在、町役場の横に保管されておりますね。現在、148本につきましてはね。今後の処理をどういうふうにしようとお考えなのか。外部処理か、それとも地元での処理の可能性があるかどうか。なかなか難しいということでありましたら、私が今述べてきたように、国崎クリーンセンターの処理を皆さんの御理解を得て、ここで処理を推し進めてはどうかと、やってはどうかと、私はそう思うんですけど、副管理者の御見解をお願いしたい。

それから後、もうお一方は、能勢町の町長、副管理者ですね。豊能郡の美化センターの所在地でもありまして、3月まで汚染物を保管されてきてました。同様に、ここでの処理を副管理者として推し進める気があるかどうか。何が問題であって、どうすれば処理ができるというふうに、中副管理者はお考えなのか、これをお聞きしたいと思います。

それから、最後に大塩管理者にお聞きします。これまで述べてきましたように、ダイオキシン問題、多くは苦難の上に処理をされてきましたが、最後に残りましたのは148本のドラム缶です。豊能郡美化センター用地の地権者との借地契約が満了する平成18年12月の寒い朝の未明に、能勢町長の苦渋の決断でこの廃棄物を美化センターから町役場横の倉庫に移送されました。

また、ことしの3月の深夜に豊能町長の同じく苦渋の決断で豊能町の役場の横に移送されております。この両町長の心境を察していただきたいと思うんですね。現在の状況、外部処理もいまだにめどは立っておりません。現地処理も私は困難だと思います。八方ふさがりの状態でこれを処理されない限り、能勢町・豊能町の住民は、悪夢からまだ覚めないという現状がこれからも続いていくんです。このことは、ここに出席されております構成団体である川西市、猪名川町、豊能町の組合議員の皆様方にも寛大な御配慮を伏してお願いしたいと、私はそう思うんです。

とにかく、門前払いという、取りつく島がないということではなしに、何が問題なのか、どうすれば可能なのか、一度施行業者並びに管理者を交えて、前向きに検討していただきたいと。そして、可能であれば、時間をかけてでも処理をしていただきたいと、これが両町の住民の願いでもございます。

以上、一番最後のほうは、管理者の御意見を聞きまして質問を終わります。

○議長（梶田忠勝君） 池田副管理者。

○副管理者（池田勇夫君） 私のほうから、美谷議員の質問に対して答弁をさせていただきたいと思っております。

ちょっと美谷議員の質問につきましては、猪名川上流広域ごみ処理施設組合の質問から少し逸脱しているのではないかとこのように思っている分がございます。その分につきましては、私のほうから申し上げることはできないというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたい、このように思います。

美谷議員の質問に対しましては、まず豊能・能勢、両町、この組合としましては、美谷議員のお考えとほぼ変わらない状況であるというふうに私は認識しておりますけれども、今、猪名川上流広域ごみ処理施設組合のほうでは、当初の立ち上げから、いろんな形の中での制約、いろんな問題点があったらと思う。私も新任でございますので、その辺の部分につきましては、まだ調査段階ということでございますので、回答につきましては御遠慮させていただきたいというふうに思っています。

ただ、私が豊能郡の施設組合の管理者としてのお話しということは控えさせていただきたいということでございますので、どうかその点御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 中副管理者。

○副管理者（中 和博君） 私のほうから、今、美谷議員の質問に対しまして一言だけ皆さん方に御理

解等、またお願いというふうに申し上げたいと思います。

いつの間にか4人の管理者の中で私が一番古くなってまいりました。7年ほど暮れるわけですが、この問題につきましては、先ほど美谷議員もおっしゃいましたように、数回の御質問もございました。杉岡局長のほうから答弁もあったわけですが、

私は、ただただこの問題が一部事務組合、いわゆる一つの自治体として法的にも、また技術的にも全くどうにもならないものではないということを、最近特に感じておるところでございます。それと申しますのは、当然ながらこの組合ができたいきさつもいろいろございます。でも、我々としてこの問題が出てから、先ほど議員からもございましたように、30数回という全国津々浦々、企業を回らせていただきました。しかしながら、技術的にはすべて皆オーケーなんです。ところが、行政間で能勢の物やということが、すぐに県なり自治体なりからその会社に通報があれば、すぐにだめだと。

そしたら、これはどこで最終的に処理するのか。環境省へも何回か足も運びましたし、現政権のもとでもお願いもいたしました。しかしながら、この能勢の物の風評被害というものは、どこも理解をしていただけなかった。非常に残念と同時に憤りを感じております。弱っておるところの自治体、国が責任を持ってしなければどこがするのか。私はそういうところから、これは地元、先ほどもございましたように、どこへ回りましても、あんたどこ地元、ええ焼却場があるやないか、なぜそこでできないのか、そのようにおっしゃいました。返す言葉もございません。

ただ、ここの席では、美谷議員もおっしゃってございまして、全く私も同感でございまして、何とかこれから各自治体の議会、本議会は当然のことながら、地元の住民の皆さんも踏まえて、関係各団体各位、いろんな方々とのことに対して深い御理解と御協力を賜るしかない、私はそのように強く思っております。管理者の胸中複雑な点も、大変私も申しわけないなと思っております。ここにおいで議員さんも、そんな話、今ごろ何やおっしゃるかもわかりません。でも、最終的にはどこかでしなきゃならない。ましてや今、放射能の問題が出ております。これも何か関西広域連合も8,000ベクレルか知らんが、関西広域連合の中のどこかで160何カ所の一般ごみ焼却施設で、都合によったら処理する可能性もあるというような新聞報道もございました。私は、ダイオキシンができないのにそんなものが許可できるというようなことがあったとしては、これは絶対ささんと、私は強いそれぐらいの感じしております。

しかしながら、どうしてもできないものを、ここにあるにもかかわらずできないというジレンマというものを一番強く感じております。どうか、皆さん方にも大変厚かましいお願いかも知れませんが、このことをひとつ御理解いただきまして、管理者、副管理者、そして関係の皆様方と、今すぐにどうこうというんじゃないんです。外堀ができるだけ埋まって、これなら何とかなるやないかというところまで考えていただければ本当にありがたいなと、かように思うところでございます。

大変厚かましいお願いでございますけれども、私の答弁にかえさせていただきます。どうもよろしく

お願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） ただいま、美谷議員のほうから質問いただいたところでございます。それを受けまして、両副管理者より答弁ですか、考えを述べられたところでございますけれども、私といたしましては、豊能美化センターの運転停止に伴いまして、残された高濃度のダイオキシン類の焼却灰につきまして、先ほどの美谷議員もそうでございますけれども、両副管理者も申されたように、いろんな苦勞をされているということは、私も承知をいたしておるところでございます。本当に大変だなというふうな思いをしておるところでございますけれども、しかし、先ほどより事務局側も答弁をさせていただいておるところでございますけれども、国崎クリーンセンターの設立、建設に当たりましては、いろいろと地域住民の皆様方、そしてまたいろんな問題を抱えまして、長い間のいろんなことで経緯といたしますか、そういうようなこともあったことも御承知をいただいておりますというふうに思うところでございます。

そして、先ほど申しましたように、役割分担、どうかという声もございましたですけども、なかなか分担ということにつきましても、こう言いますのに、捨てたことではないというふうに私も考えておるところでございます。

そしてまた、一方におきましては、ここに来て、正直この施設、安定の運転にできてきているような状況にはなってきておりますけれども、操業以来いろんな不適合事象というものも数多く発生したところでございまして、そういうふうな状況でございますけれども、おかげさまでこのところへ来て安定的な運営ができた、というふうに思っております。

ただ、今そういう状況にはなってきておりますけれども、また、中副管理者より強い声もあったことも私は理解いたしますけれども、今現状といたしますか、現時点におきましては、事務局より答弁をさせていただいたように、今の状況の中では処理はなかなか難しい、そのように考えておるところでございますので、これからの豊能郡環境施設組合さんのほうで、またいろいろなことも考えられるかなというふうにも思いますけれども、現時点においては、私どもの国崎クリーンセンターにおいて焼却をするというのは難しい状況かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（梶田忠勝君） 次に、3番、宮坂満貴子議員。

○3番（宮坂満貴子君） おはようございます。

きょうは、三つの質問をさせていただきたいと思っております。1番が委託業務入札時の総合評価方式の導入についてです。2番が委託事業の完了時における検証について、どのようにされているのか。3番、瑕疵担保対象となった件数と内容についてです。

詳細です。1番、来年度はごみ処理に関する業務委託契約を新たに締結することになり、入札を行

いますが、それに関連してお尋ねします。現在、本施設では、業務委託契約を締結するに当たり、そのほとんどを競争入札で行っています。落札者決定に際しては、最低価格での入札者が落札するわけですが、その決定に関し、総合評価方式を採用されていますでしょうか。

総合評価方式は、主に公共工事の契約などに適用され、品確法制定後は民間の技術力の評価や技術提案を検討、加えて、使用機器の効率化や、また環境負荷の面からも評価を行うなど、価格の評価以外にも契約時評価の対象が広がられています。

本施設の委託契約の中に計量業務を高齢者団体に随意委託契約で受注させるなど、この要素が盛り込まれていますが、それ以外の契約にもこの条件を盛り込むことで、ダンピングによる業務遂行の劣悪化の防止や労働者の適正な育成が図られるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

もし、既に総合評価方式が採用されているとすれば、過去の契約にどのように適用されたのか教えてください。

2番です。業務委託契約が完了した時点で提出された完了届などから、その業務の完了状況を検証されていると思いますが、その内容について教えてください。

数値の検証を行うのは当然ですが、収支予算書、あるいは見積書等における人件費や使用車両、使用機器についての検証は行われているのでしょうか。契約どおりの労働者の人数、契約車両数、または特殊機器の使用に関し、どのように検証されたのかお答えください。

3番です。いよいよ瑕疵担保期間もあと半年となり、この半年の設備、機器の検査を十全に行っていただきたいと思うのですが、現在までの瑕疵担保対象となった事象についてと、その処置について教えてください。

私は、前回も同じ瑕疵担保についての質問をさせていただいています。そのときに御答弁いただいた内容は了解させていただいておりますので、それ以降、この半年間、2月以降の内容についてお答えいただければ結構ですので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、宮坂議員の御質問に御答弁させていただきます。

まず、御質問の1点目、委託業務入札時の総合評価方式等の導入について、御答弁申し上げます。

入札時の総合評価方式は、平成11年の地方自治法施行令の改正により導入が可能となった方式で、価格だけで評価するのではなく、価格と品質の両方を評価することにより、総合的な評価に基づき調達を行おうとするものであると理解しております。

お尋ねの点でございますが、当組合において総合評価方式により入札を行った実績はございません。また、本組合が契約に関し準拠いたします川西市においても、業務委託における導入には踏み切っていないのが現状でございます。総合評価方式においては、価格評価とともに、過去の実績といった技

術評価も評価の大きなポイントでございます。このため、事業者に対する評価の基準づけが必要になってまいりますが、組合独自で評価の基準づけを行うことは難しいため、構成市町において、総合評価方式の導入がなされた上で初めて、当組合での導入となるのではなかろうかと考えております。

業務委託に係る事業者の選定に当たりましては、業務の性質や目的を十分に踏まえまして、適切な方法により実施してまいる所存でございます。

2番目の委託事業業務完了時における検証についての御質問であります。

まず、業務委託に関しましては、猪名川上流広域ごみ処理施設組合契約規則第34条の規定に基づき、監督員を任命し、委託契約書の規定に基づき、受託業者に監督員の通知をしております。業務開始前には、監督員より種々立ち会いの日程調整や点検項目の確認を行った上で業務を実施いたしております。

御質問の業務の完了状況の検査についてでございますが、委託業者から日報、報告書、写真等が提出されますと、まず監督員により業務が仕様書どおり行われているか、使用車両や使用機械の写真が添付されているかなど、詳細な確認作業を行っております。

例えば、排水調整・中継槽等清掃業務や洗車場油水分離槽等清掃業務では、槽内の清掃状況や見積書における吸引車、高圧洗浄車などの使用車両の確認を行っております。また、センターの清掃業務においては、日々提出される日常清掃報告書に基づく確認に加え、適宜聞き取りを行い、履行状況を確認しているほか、定期清掃については、事前の計画段階での打ち合わせにおいて従事人数や使用機材等を確認し、業務完了後、計画どおり実施されたかどうかを確認しております。

施設点検整備業務においては、品質管理面で重要なポイントに現場で立ち会い、状態や所定性能を確認しております。立ち会いポイントといたしましては、材料検査時、開放時の内部点検時、計測時、整備完了時、マンホール閉鎖時、試運転時等でございます。それにあわせて、機材運搬車などの確認も行っております。

また、リサイクルプラザ業務委託につきましては、毎日、業務開始前にラインの運転計画などの打ち合わせを行うとともに、業務中の状況については日々監督員が点検しております。結果は、日報で確認を行っております。

そして、業務内容によって異なりますが、おおむね月1回程度、支払いに応じて検査員が業務の履行状況が適切であるのかの検査を行っているところでございます。

次に、3番目の御質問の今年度の瑕疵担保対象件数と内容についてでございます。

昨年6月28日と10月1日に実施した瑕疵検査以降の状況につきましては、平成23年2月10日と6月30日の2回実施しております。

瑕疵担保対象となった件数は、1号焼却炉で9件、1号溶融炉で1件、建築で31件、建築機械で2件、建築電気で10件、その他4件、合計57件であります。その主なものは、1号焼却炉では炉

内耐火物摩耗及び欠落、プッシャー落ち口先端ブロック焼損など。1号溶融炉では、ガス反転部耐火物の脱落がございました。これに関しては、パッチング補修、耐火材の打ちかえにより処置済みでございます。建築関係では、焼却施設棟での水槽壁面から微少な水漏れ、床面のタイル膨れ、コンクリートのクラック、3階換気ファン室に雨が浸入するなど、建築機械では通風機給気ファンの絶縁不良、建築電気では、炉室や排ガス処理室などの照度が不足していること。その他では、計量棟周辺や焼却施設棟プラットフォーム入り口に路面段差が発生していることなどであります。

また、現場の検査とは別に設備の状況につきまして、改めて発注仕様書までさかのぼり、建設経緯を含めて問題・疑問となる項目を整理し、再確認が必要な事項を瑕疵及び確認事項として取りまとめ、これに対するJFEエンジニアリングの回答を求める取り組みも行っているところでございます。

今後の瑕疵検査の予定といたしましては、10月から11月にかけて2号系統の焼却炉及び溶融炉内部について、2月にはもう一方の系統について検査を実施するとともに、最終的な施設全般の検査を行ってまいります。

瑕疵検査を実施することにより判明した瑕疵項目、また、職員による現場巡視点検による指摘事項などをもとに、大阪市環境事業協会の専門的な立場からの協力も得まして、徹底的に是正に取り組み、施設の状況を最善のものにしていきたいと考えております。

御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 3番、宮坂満貴子議員。

○3番（宮坂満貴子君） 御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

まず、1番について、総合評価は導入されていないと。組合の各自治体が導入された後に考えていくんだという御答弁だったんですが、私は川西市なんですが、川西市でも総合評価について導入の方向で行っていただきたいということを申し上げてきたんで、またそれに準ずるようなポイント制のようなものはつくられていますね。

ですから、そういう意味では今後のことで、このたび、私は質問を提出してから後に資料を読ませていただいたんですが、きょう、本会議の後にその取り組みについてのお話を聞かせていただけたということですが、一括の長期委託、そういうことも入ってきますけれども、そういうことがあればますますと、業者の信用、信頼性、または地域貢献性とか、または技術力の向上のための努力とか、そういうものが非常に重要なポイントになってくるかと思うんですね。ですから、はっきりと総合評価を導入するのではなくても、そのときに、今後、来年度に、また新しくいろいろな契約を再契約していかないといけない状況になっているんですが、そのときに、そういうものも含めて御検討いただきたいというふうに思っていますので、ぜひ御考慮いただきたいと思います。

また、2番目の質問とも重なってくるわけですがけれども、そこで働いておられる労働者の扱いというものについても、目を行き届かせていただきたい。今回、構内での窃盗事件といたしますか、その内

容については詳しく私たちも真偽のほどは知らされておりませんし、まだ決着はついていませんけれども、管理の方法ですね。雇っている労働者の方の管理の方法、あるいは雇用の内容がしっかりと守られているのかどうかということ。それは、賃金の部分においても検証した上で、その次の契約に考えを含めていっていただきたいと思いますので、ぜひこの部分の総合評価という大きなものでなくても、契約の際にそういうふうな表面に出てこない部分も勘案して決定を行っていただきたいというふうをお願いしたいと思います。それについて、ちょっとお答えください。

また、2番目ですが、これも非常に細かい部分を監督員による検証ということで行っていただいているということで、本当に行き届いているなという気持ちはしますけれども、ほとんどの部分が写真、書面、それから日報、そういうもので確認作業を行っておられる。実際、立ち会っておられるのは施設整備のほうと、それからリサイクルプラザですね。そこら辺で現場に立ち会って、その状況を目視されている、あるいはヒアリングされているというところはあるんですけども、監督員の方のみならず、組合の局長なり——局長はちょっと無理だと思うんですけど、やっぱり皆さんで現場の中に入っていくということが非常に大切なことだと思うんですね。あちこちで、このたび泉南のほうでも事故がありましたけれども、文書、あるいは契約書、または仕様の内容だけの確認だけでは実際の現場はわからないものですので、実際それにかかわる職員の皆さん方、監督員の皆さん方が、できる限り回数多く現場に入ってくださいということが、まず一番大きな検証ではないかと思っています。

実際の使用人数、労働者人数、それから使用車両、それから使用機器、それから巡回の頻度、そういうものについてしっかり検証を行っていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。それについて、今後そういうふうにしてくださるのか、従来どおりでいかれるのかということをお聞かせください。

また、先ほども申し上げましたけれども、受託事業者が雇っておられる従業員に対しての社会保険でありますとか、それから給与でありますとか、そういう部分がきちんと履行されているのかどうかということですね。単なる書面での報告書だけではよくわからないと思いますけれども、そこら辺の聞き取りということもきっちり行っていただきたいと思っています。

今回の事件については、従業員の方が非常に劣悪な雇用条件下におかれていたという確証はありませんけれども、そういう部分があると、愛社の精神、職場を愛するという気持ちもなくなりますし、何とかうまく立ち回っていきたいというふうな、そういう気持ちも働いてきますので、きちんと定められた雇用の内容というのが仕様書で上がってきていますし、見積書の中にもちゃんと書かれていますので、そのところを検証する方法を探して検証していただきたいと思っていますので、それについては現在どういうふうになっているかということをお聞かせください。

それから3番目ですね。3番目で57件というのが2月以降ではありませんよね。2月以降に、私がこの前質問させていただいたのは何月でしたか、それ以降の件数ですかね。57件の細かい部分に

ついても、さまざまに瑕疵の部分を発見していただいたということですが、前回の質問をさせていただいたときに局長の御答弁の中に、潜在する瑕疵についても、これはチェックしていきたいというふうにおっしゃっていましたが、57件の中で潜在するものはどれぐらいあったのか。どういふふうに潜在の部分をチェックされたのかということをお伺いしたいと思います。

私が潜在する部分で非常に懸念していますのは、最初のころから申し上げているんですが、結局埋設管ですね。汚水槽の埋設管の部分なんかは、そういうところの亀裂、あるいは故障の部分がどういふふうにしてチェックされていくのか。その当時質問させていただいたときには、チェックの方法は排出される部分、それが出てくると。それか、入っていく部分、そこでのチェックを行っているといふふうにおっしゃってました。

では、埋設された部分の土中にある部分、または壁面に入っている部分については、どのようにチェックができるのかどうかと。また、今回チェックをされたのかどうかということについて教えてくださいたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 再質問の1点目の管理の方法、雇用の内容、守られているのかどうか。また、2点目の社会保険、またそういったものがきちんと履行されているのか検証するという御質問についてでございます。

実は、今年度より年間を通じての役務の提供を受ける業務委託、清掃といったようなものでございますけれども、そういったものにつきましては、契約締結時におきまして労働関係法令の遵守、及び作業従事者に係る労働環境の維持・向上に努めるといった誓約書の提出を求めるようにいたしました。また、組合としての対応強化を事業主に意識づけしていくというような意味合いでもございます。

このように、少しずつではございますが、取り組みを進めてきておりまして、今後、発注後における労働実態の把握——御質問の点でございますけれども、構成市町ともよく情報交換を密にいたしまして、今後、対応策について勉強してまいりたいと考えているところでございます。

また、業務実施に係る履行状況の確認でございますけれども、社会保険、そういったものに入っているかどうか、そういったものにつきましては、誓約書の中で確認してまいろうと思っております。また、業務実施に係る履行状況の確認につきましては、契約履行に係る監督や検査はもとより、連絡会や打ち合わせ、巡視等を通じまして、適正な業務が実施されるよう、日々の業務の中でしっかりと取り組んでいるところでございます。

例えば、毎日時間を置かずに、私どもの職員のほうが多頻りに職場巡視のほうを実施するように強化しております。また、月に1回合同巡視という形で、局長以下管理職そろって、現場のほうを点検に回ると、こういった取り組みも進めているところでございます。業務遂行の劣化防止をこのように

して図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

答弁は、以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それから、瑕疵検査の関係のことにつきまして、57件が2月以降のものであるのかというふうな内容の御確認でございます。

これは、そのとおりでございまして、前回御質問をいただきましたときと若干時期がダブってはいるんですけども、御答弁させていただいた内容以降の内容で57件を、この検査として実施いたしております。

潜在的な部分の検査というものを、23年度については取り組んでまいりますというふうなことも御答弁させていただきまして、これに関しましては、焼却炉の内部の調査、これは潜在的な部分にも当たってきておるとは思っております。

それとは別に、今年度、現場の検査とは別の設備の状況を発注仕様書段階にまでさかのぼりまして、実際に発注仕様書どおりの物ができているのか、変更がその中では数々起きておりますが、変更の仕方が適正に説明を受けた上で変更がなされているものなのかどうか、そういったところを21項目チェックを、質問を今現在しておるところなんですけども、してまいろうと思っております、そういった中で潜在的な瑕疵というものがうまく引き出せればよいなというふうに思っております。その際に、大阪市の環境事業協会さんのほうにも協力をいただきまして、設備一つ一つの中に抜け落ちがないように、すべてを洗い直すというような作業も共同してやっていっておるわけです。

また、埋設管のことについて、なかなか土の中で見えないものですから心配であるというふうな御意見もいただいております。これは、私どももそのとおりと思っております。そこで月一遍ですけども、これは定期的にJFEの環境サービスのほうに、議員おっしゃいました埋設管の入り口、出口だけではなくて、その道中に点検口を——点検口といいましても、そないに中身が見えるというものではないんですが、配管は圧送管といいまして、ポンプで圧力をかけて排水を送り出しているものから、開口部がありますと、そこから漏れてしまいますので、開口部は実はないんですけども、ただ、20メートルピッチぐらいでそういう点検のできる場所がございますので、そういうピッチごとに道中で漏れがないかというチェックができますので、そういう箇所点検を月1回、定期的に現在もさせております。

御質問に対しては、以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 3番、宮坂満貴子議員。

○3番（宮坂満貴子君） ありがとうございます。

まず、1番、2番に関しては、非常にうれしい御答弁をいただいたなと思っております。現場に職員の方がたびたび入られる、巡回されているということが業者の方にとって非常に大きなプレッシャー

ではなくて、やっぱり気を引き締めるものとなっていくと思いますので、今後もそれは鋭意続けていっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、3番の瑕疵担保の件なんですけど、57件が2月以降に行われてきたというのは、非常に精度だろうなと思っています。潜在部分について、今21項目の質問書を出されている。それがどういふ返事が返ってくるかということがわからないという内容でしたが、発注仕様書にさかのぼって、発注仕様書と現況との齟齬をチェックしていっておられる。本当にありがたいことだと思っています。

私は、常々そのことをずっと申し上げてきましたので、発注仕様書をやっぴりポイントにすべきだと。そこから離れていることがないのかということや常に懸念していましたので、本当にその部分を大阪市環境事業協会さんの御協力も大いにあったと思いますが、それを実際行われておられるということで安心しております。

それから、埋設管についてですが、これはずっと以前からこれも心配の種でした。それで、どんなふうにして埋設部分についてはチェックすればいいのかなというふうにして、圧送管ですから、こちらの圧力と水圧と、出口の圧力とチェックしていけばわかるのかなというふうにして思ったりしながらも、ずっと心配し続けてきました。

でも、20メートルピッチで点検口があつて点検されているということは存じませんでしたので、その部分もして本当に安心させていただきました。今後もさまざまな部分でも、瑕疵担保については、この半年で終わってしまいますけれども、こういう点検の制度を十分に力を尽くして継続していただきたいと思いますというふうにお願ひさせていただいて質問を終わります。

以上です。どうもありがとうございました。

○議長（梶田忠勝君） 次に、9番、黒田美智議員。

○9番（黒田美智君） 川西市の黒田美智でございます。

今回、大きく二つのことについて一般質問をさせていただきます。

一つは、この間ずっとお願ひをしたり、その後の経過を聞かせていただいています委託労働者の労働環境を守る取り組みについてです。小さな項目として、業務委託内訳書に記載されている代価表の担保について。二つ、公共サービス基本法など、さまざまな法令遵守のあり方について。これについては、2月のこの定例会の答弁を受けて、参考にして川西市で委託契約の内容が前進している。そのことを受けて施設組合としてはどのように変わったかということについて。また、企業と労働者の契約書や賃金保障、年休付与等の担保への工夫や取り組みについて、施設組合としての委託料を支払う責任について具体的に答弁をお願いします。

大きな二つ目。施設における大震災等の対応について、及び今後の課題についてです。一つとして、施設それぞれの耐震化について。そして、二つ目として、もしものときの施設の対応や周辺住民への対応についてです。

これは、さまざまな施設を持っている施設組合としての耐震化について、想定されていない大地震が起きたときの対応ということがあり得るのかどうか。そして、ここで働く職員の方たち、それから周辺住民の方たち、1市3町の住民の方たちの安全確保の取り組みについて、もし今後の課題等がありましたら、その具体についてお聞かせください。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、黒田議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の1点目、委託労働者の労働環境を守る取り組みについて御答弁申し上げます。労働者の賃金や労働条件につきましては、労働基準法や最低賃金法などの関係、あるいは関係行政庁がございしますが、既に御案内のとおり、公共サービス基本法においては、公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備に関し、地方自治体は必要な施策を講ずるよう努めるものとしてされています。

こうした中、業務委託従事者の労働環境を守ることについては、契約関係で準拠する川西市の取り組み状況等を参考にしながら、組合が発注いたします業務委託のうち、施設の清掃業務などの役務提供に係る案件につきまして、今年度より契約締結時におきまして、労働関係法令の遵守及び作業従事者に係る労働環境の維持・向上に関する誓約書の提出を求めているところであります。

また、業務委託内訳書に記載されている代価表の担保についてお尋ねいただいておりますが、今後、対応強化を事業主に意識づけることによる誓約内容の維持といったことも念頭に置きながら、事業者ごとの実態把握に向けた仕組みづくりについて、構成市町ともよく情報交換し、組合としても遺漏のないよう対応をしてまいりたいと考えております。

2番目の施設における大震災等の対応について、及び今後の課題についての御質問の1点目、施設それぞれの耐震性についてでございます。

国崎クリーンセンターは、都市基盤施設としての重要性を考慮した耐震設計としており、建築基準法、消防法、労働安全衛生法、官庁施設の総合耐震計画基準などの関係法令を遵守した設計としております。

一例としまして、そのうち建築基準法の新耐震設計基準につきまして申し上げますと、この基準は、昭和53年の宮城県沖地震を機に見直され、関東大震災級をターゲットに昭和56年6月から適用されている地震に対して安全な建物を設計するため、建築基準法で定められた現在の耐震基準でございます。

この新耐震設計基準の基本概念では、震度5程度の中地震に対しては、建物の仕上げ、設備に損傷を与えない。また、構造体を軽微な損傷にとどめる。としております。また、震度6程度の大地震に対しては、中程度の2倍程度の変位を許容するが、倒壊を防ぎ圧死者を出さない。としております。

2点目の、もしものときの施設の対応や周辺住民への対応についての御質問であります。

まず、大地震が起きたときの対応につきまして、安全確保の取り組みといたしましては、国崎クリーンセンターでの消防計画を定めており、その中に地震対策措置がございますので、基本的にはこれに従って対応していくこととしております。

内容としましては、建物などの危険の有無の検査や地震発生時の防護措置、あるいは避難場所等を選定し、職員等に徹底させることなどの震災予防措置を定めるとともに、地震時の活動とししまして、出火防止措置・避難誘導・地震後の安全措置の三つを定めております。

出火防止措置としましては、本施設の自衛消防組織として、事務局長を隊長とする自衛消防隊の中の安全班が電気、ガス、火気使用設備等の使用停止及び出火防止の措置を講ずることとするほか、万が一火災が発生した場合は、全力を挙げて消火に当たります。また、職員は見学者等に必要な指示を与え、混乱防止の措置を講じます。

防火管理者である施設管理課長は、みずからの判断または防災機関からの避難命令により、指定避難場所へ避難誘導することとしております。

避難誘導としましては、避難誘導班が周囲の状況に応じて具体的な避難方法、経路の選定をし、見学者がパニックを引き起こさぬよう誘導することとしております。

地震後の安全措置といたしましては、建物、電気、ガス、火気使用設備、空調・排煙設備等の点検・検査を行い、破壊または機能停止により2次災害に結びつくものについては緊急点検を行い、必要な措置を講じ、安全を確認した上でその使用を開始するものとしております。

なお、消防署の指導のもと、火災を想定した自衛消防訓練やAED講習を定期的に行っているところでもあります。

また、周辺住民の安全確保の取り組みについてであります。国崎クリーンセンターは避難場所に指定されておりますので、避難場所を開設する際には、関係機関と調整をとりながら、しかるべき対応をまいりたいと考えております。

最後に、今後の課題につきましては、電気、ガス、水道などのライフラインが停止した場合は、焼却炉の運転ができなくなることも想定されます。その場合には、状況を注意深く監視し、焼却炉を安全に停止させる必要があります。

国崎クリーンセンターといたしましては、安全に安定して1市3町の一般廃棄物処理を継続できることが大きな使命だと考えておりますので、想定されていない大地震が起き、施設への被害やライフラインの停止があった場合には、まずはいかに早く国崎クリーンセンターとしての機能を回復していくかが課題であるにとらえ、今後とも情報収集を行いながら危機管理に努めてまいりたいと考えております。

御理解賜りますよ、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 9番、黒田美智議員。

○9番（黒田美智君） ありがとうございます。

1番の委託労働者の部分については、2月の議会の答弁のときにも、施設組合の一つの自治体として法をしっかりと守っていくという部分と、川西市に準拠をしてというところで、今、御答弁があった部分が本当に川西市と同じ時期にきちんと開始をしていただいているのだなというふうに、とてもうれしく思っているのですが、その部分と残念ながらなかなかやっぱり細かいところのチェックというところが難しく、川西市のほうでも昨年度の末には契約書がないとか、契約書がありませんから年休の付与もなかったというような労働者がやっぱり明らかになっています。

なかなか前回のときの御答弁の中でも、自治体が民間企業で働いておられる方たちの、それこそすべてを網羅していくというのはなかなか難しいというような部分もお聞きをしていますし、その部分は理解もするんですが、先ほど局長がおっしゃったように、公共サービス基本法の中で公の税金を使っていくところには、自治体がしっかり責任を持ちなさい。そのことについては、先ほどの答弁で責任を持っていきますよということが明らかになりましたので、ぜひできるところの部分から実態把握を、本当にどのようにしていくのかというところの具体的な手だてをぜひ徹底もしていきますという御答弁でしたので、ここはお願いをするしかありません。働いておられる方たちが、ちゃんと本当に働きがいを持って仕事をしていただく。きっと、それが企業にとっても、そして私たち住民にとっても、施設組合のすべての仕事が、より安全で安心なものにつながっていくと思いますので、本当に随分前進をしている部分の対応をお願いしたいと思います。この部分についてはお願いで、より実態把握に力を入れていただけたらというふうに思います。

それで、二つ目の大震災等の対応についてです。3月11日に、私たちは本当に想定外の大地震を経験しました。もちろん、ここの立地条件の部分だとかは東日本大震災とは全く違うわけですが、今、局長がおっしゃったように、宮城県沖という状況の中で、昭和56年6月に新耐震というところで、大体震度6というのを想定してつくられているというふうに認識をしています。

今、国のほうも鋭意、本当に今回のそれこそ震度6や7ではなくて、もっと大きな地震について、今後新たに新基準等もできてくるでしょうし、その部分での手だてとしてということが、これからより具体的になっていくというふうに思います。

もちろん、国の動きという流れの中でこの施設組合としての耐震の部分で補強をしていくというような状況にあるのかなというふうに思うんですけども、そのあたりの国との絡みの方向で、この施設そのものもそういった国の見直しとともにいきますよという方向なのか、全く別物なのかというところはちょっとお聞きをしたいんですね。

実はこの間、一庫ダムのほうにちょっとお問い合わせをしたら、ダムとしては国としてしっかりとより強度な耐震化をやっていきましょうというような状況と、それぞれの施設、個別にシミュレーションもしていきましょうという計画の今、真っただ中にあるみたいなんですね。ですから、こういっ

た大型焼却施設もそういった対応になっていくのかどうかというような情報をぜひ教えていただきたいのが1点。

それから、もう一つは、今もきっとさまざまな対応を十分していただいていると思いますので、一つは、避難訓練等は、この施設組合としてはどうなっているのかというのをちょっと具体的に教えてください。

それからもう一つは、先ほどからの2次災害という部分なんです。一つは、職員がみんないる時間帯の対応ならば、とてもきっと速やかに行えられる部分というような状況があると思います。でも、24時間稼働で、ここの職員さんがみんななくなるということはないんですけれども、施設組合の事務の方たちがおられないときの対応がきちんとできているのかというような状況、もしものときにはどうなのか。

それからもう一つ、2次災害の部分で建物の倒壊は大丈夫だったけれども、例えば煙突等に何かがあって、いわゆる排ガスが漏れ出てしまうというようなときの対応なんかも十分マニュアルとしてもあって、対応ができていくのかというようなところで、少し具体的にお聞かせをいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 想定を超えるような震災が発生した場合、国のほうも今後、その耐震の基準について見直しをしていくというふうなお話がありました。これに対して国崎クリーンセンターがどのように対応するのかということでございます。基本的には、まず基準というものが手元のほうに参りませんと、今こうしますということはお答えしづらいところがございます。

ただ、この施設が、1回目の答弁にも申し上げましたように、都市の基幹的施設でございます。この機能を失うということは、1市3町のまちの発展が滞るということになってまいりますので、可能な限りそういった基準の見直しがあったときには、それに応じた対応をとっていきたいというふうな思いは持っております。

それから、避難訓練につきましては、出火が起きたときにどのように具体的に、見学をされている市民の方ですとか職員が対応をとっていくのかというところをマニュアルをつくりまして、また役割分担をその中で定めておりまして、きちっと行ってきておりますし、消防署の予防課の方にもおいでいただきまして、そのありさまをつぶさに見ていただいております。そして、最後終わりましたら講評をいただきまして、その中で改善できるポイントがありましたら御指示をいただきまして、毎年改善を図っておるというところでございます。

それから、事務局の職員がいなくときの対応はどうかということでございますが、これにつきましては、地震だけではございませんが、さまざまな事情において異常があった場合には、直ちに事務局

職員、それからJFE環境サービスの主たるメンバーに連絡を入れるような体制づくりはもう既にできておりますし、実際に行っております。

そういうことで、問題が生じたときにはすぐに参集できるようにしております。地震の規模によっては、煙突が倒れるとまでは言いませんが、ひびが入るとかさまざまな事象に発展したときにどうなるのかということでございますが、主要な施設の構造物に被害があるような状況になりますと、まずガス、電気はとまっておると思っております。揺れの度合いによりまして、発電機、タービンの軸が震動を受けますので、それを感知しまして、緊急停止をするような自動のシステムになってございます。

したがって、ここの焼却炉は大規模な地震が発生いたしますと、自動的に停止するというふうな機能のほうへ働くようになってございます。その上で、先ほども申しましたように、運転員から連絡が入りまして参集し、対応をとっていくということになるかと思っております。

ちなみにではございますが、東北3県におきまして、今現在焼却炉がとまっているのが九つというふうにお聞きしております。その中身でいいますと、海岸に近いところの焼却炉がとまっている。要は、津波の関係で水を浴びまして、電気設備に被害を受けたために、炉の立ち上げができないというふうに伺っています。山側に、あるいは海岸から離れた地域にある焼却炉につきましては、もう既にすべて立ち上がっております。私どもの国崎クリーンセンターの立地条件からいたしますと、岩盤が非常に強い、地盤の強いところでございますので、状況といたしましては、ここの施設に東日本大震災クラスの地震がやってきたと想定した場合でも、そんなに大きな被害をこうむるものではないと思っております。ライフライン関係の復旧がうまく進めば、立ち上げることが可能であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 9番、黒田美智議員。

○9番（黒田美智君） ありがとうございます。

本当に今、局長がおっしゃったように、ここはとてもかたい岩盤があつて、造成のときに発破作業を行うというような状況がありましたし、私たちも本当にあのような大きな地震が起こらないようにと願うばかりですけれども、残念ながら大きな地震がいつどこでも起こり得るような時代をある意味では生きていと言わざるを得ませんし、きのうも新聞等で、東南海の大きな地震があるかもわかりませんよというような神戸市の広告なんかが入っていたわけですから、やっぱり私たちは想定外という言葉を使えないような時代を生きていところで、まずはやっぱり人命のことを一に考えていただいた取り組みということをしていただいているんだというふうに認識はしています。

それで、消防等の連絡や連携も含めてやっていたいようですし、基本的には避難訓練やさまざまなマニュアル等も十分持っていたいようであるというところ、その部分では安心をしたという

ところと、それから、実は今回、資料請求をさせていただいた中で、焼却部門の部分だけですけれども、労働者の方たちのいわゆる定着率なんかも結構明らかになっているんですね。

ですから、熟練をしてきている職員の方たちと、新しく入ってこられている職員の方たちというのが連携をうまくとっていただいて、もちろん教育もそうですし、さまざまな連携、職員さん同士だけではなくて、ここに来られている市民の方たちとの連携なんかも含めて、より、もしもというところの危機管理の状況を丁寧にしていただけたらいいなというふうに要望もしたいし、そのことは強くお願いもしたい部分です。

国のほうが、きっと焼却場というところで、今おっしゃったみたいにライフラインがとまってしまうと、ある意味では稼働をしない。川西市の市役所の庁舎のエレベーターなんかでも少しの揺れで一たんとまってしまうと、危なくないような手だてができていくというような状況に、きっとこの焼却や溶融の施設もなっていると思うんですね。ですから、その部分の兼ね合いがきっとありますので、国のほうの基準の見直しというのは随分一番先に、優先順位の中ではうんと後回しになっていくような施設になっていくのかなというふうにも思いますので、ぜひ国の流れの情報はきつとしっかりとっていただいて、連携をしていただけていくように理解をしていますので、そのところも重ねてお願いをしたいと思っています。

瑕疵担保の期間がいよいよ今年度で終わって、3年がたとうとする。この間は不適合事象についてもうんと回数も減ってきて、一定安定をした状況になっていっているでしょうし、住民の方たちへのある意味ではPRなんかも進んでいったり、多目的広場が使われたりとかして、1市3町、それこそそれ以外の方たちにも随分知られていく施設になってきていると思いますので、そういった広範な方たちが参加をしていく。

そして、たくさんの職員さんが働いておられるというような施設ですので、本当に十二分な安心・安全な施設としてのこれからの取り組みにも期待もしていきたいところですので、よろしく願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（梶田忠勝君） 次に、8番、鈴木光義議員。

○8番（鈴木光義君） こんにちは。発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の前に人間の構造として、おなかがすいてくると冷えをますます感じるところでございます。ちょっと部屋の温度を調節していただければありがたいなど。かなりよう冷えますね。ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。

まず、私のほうからは、ごみの減量、分別等について、非常に大切な部分、市民・町民の皆さんに

対する啓発活動が非常に重要だと考えるところでございます。そこで、啓発施設の利用と啓発活動についてのことについて質問させていただきたいと思っております。

1点目は、啓発施設の利用状況を具体的にお聞かせいただきたい。特に、平成21年度、22年度の来館者の状況を啓発施設別にお聞かせいただきたいと思っております。また、どのような団体が来館しているのか。その来館者の年齢層はどういったようになっているのかお聞かせください。

もう一つは、啓発活動についてどのような啓発活動をされているのか、具体的にお聞かせいただきたいと思っております。当センターではいろんな活動をされていると思っておりますけれども、その啓発活動をして、その結果、市民または町民のほうからどのような反応があるのか。また、どのような反応があったのか、事例があればお聞かせいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、鈴木議員からいただいております御質問にお答えをしたいと思います。

啓発施設の利用と啓発活動についてのうち、1点目の啓発施設の利用状況について御答弁申し上げます。

まず、平成21年度と22年度の来館者数の状況でございます。来館者の総数といたしましては、21年度が1万2,242人で、22年度が1割増しの1万3,347人となっております。啓発施設における区分ごとの利用状況としては、講演会やフリーマーケット等に使う研修室では、21年度が581人、22年度が2,757人、各種ワークショップ等で使う軽作業室では、21年度が350人、22年度が865人、制作工房では、21年度が184人、22年度が818人、修理工房では、21年度が251人、22年度が637人になります。また、多目的広場の利用は、21年度が3,238人であったのに対し、22年度は貸し出しを休止していたため381人となっております。

次に、来館している団体の種類については、地域の小学校等が全体人数の約2割を占めています。自治会や子供会等の見学も少なくありません。また、里山ハイキングツアーでお越しいただく方もおられます。

来館者の年齢層については、学校団体及びファミリー向けイベントの関係から、全体の半分は小中学校以下の子供です。ツアー見学やワークショップ、及びイベントなどへの参加者の大半は50代以上の方です。

以上のことから、小中学校以下の年齢層が約5割、高校から20代ぐらいまでがほとんど存在せず、ファミリー層の30代から40代が2割、そして最後に50代以上の年齢が3割ほどとなっております。

続きまして、御質問の2点目、啓発活動についてでございます。

まず、活動内容についてであります。基本は、本センターの見学ガイドですが、リサイクルにかかわるミニワークショップも組み込むなど、来館者がリサイクルやリユースを体感できるような仕組みも加え、ごみ減量への意識化を促しています。

また、廃棄自転車を利用した組み立て教室、古着を利用したエコ布草履製作教室、親子で楽しむエコクッキングなど、さまざまなワークショップを各種工房で実施し、リユースやリサイクルの意識の浸透を図っています。

フリーマーケットや子供たちが遊びながらごみのリサイクルやリユースを体感できる「かえっこバザール」というイベントも実施しています。その他、環境問題を考えるセミナーなど、地域の皆様の御支援も得て啓発事業を軸にさまざまな企画を実施しています。また、「日本一の里山」と言われる黒川地域に隣接した、豊かな自然を生かした蛍観察会や野鳥観察会なども実施しています。

住民の皆様の反応としては、「フリーマーケット」や「かえっこバザール」、「ジャズとほたるのタベ」などでは、出店者や参加者からは、「とても楽しかった、ぜひ次回も参加したい」等のアンケート結果をいただいています。

また、小学校の団体見学で子供たちが見学した後で、家族そろって来館される方もふえています。これは、学校で見学した子供たちが、帰宅後に家族にリサイクルの大切さを伝えたり、ごみについての関心子供たちから情報発信することにより、家族単位で啓蒙できている結果であろうと感じているところでもあります。

より多くの皆様に御利用いただける施設となるよう、今後とも工夫を重ね取り組んでまいる所存でありますので、何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 8番、鈴木光義議員。

○8番（鈴木光義君） 御答弁ありがとうございました。

非常に来館者の数についてもふえている。若干、規制をして減っているときもありますけども、ふえてきているというところ。それから、来館者の年齢層についても小学生、本当に子供たちの来館が多い。これは、学校との連携というか、学校教材の中でのごみとか環境問題とかというところでもらえて、この施設を利用しているということが多いと思いますけども、本当に子供たちのその意識から親の意識を変えていく、非常に大事な取り組みだと感じています。

これは、この前ちょっと情報なんですけど、ことしの行楽スポット、これは工場見学が一番だと、このようなことが報道されておりました。この工場見学、一番盛んに行っているところは、茨城県のリサイクル工場と、ここはナンバー1と報道ありましたけど、なぜいろんな行楽施設ありますけども、工場見学に行くかという、一つは遊び感覚で行ける。もう一つは、無料であると。もう一つ大きな一つは、その場所、そこでしかないものがもらえるとか。よく近辺でありますけれども、飲んだり食

ったりするようなどころもありますけども、子供たちと一緒に行って、学習もできて、そして親子の会話もできて、その場所にしかない限定のものがもらえるという、これが大きな工場見学のそこに集中している原因だというようなことが言われていました。

そういう意味からして、ここもそういった取り組みをしてはどうかなと、これは一つの提案でございますけども、小学生が川西市全小学校の4年生ですか、こちらに来られた。猪名川町も全小学校が来ている。豊能町と能勢町については、いろいろあるんでしょうけども、それぞれここに来ているのは間違いない。そういった子供たちの今、来館して5割がそういった子供たちの世代だということで、できるかどうかわかりませんが、先ほどあった、ここしかないものを持って帰ってもらう。一つの提案ですけども、絵はがきとか、この3枚セットで2枚をここしかないようなものが描かれる。1枚は返信してもらう。この1枚の返信には親子でここに来たことを、家族でいろんな意見交換して、このセンターではこんなことをやっているよと。先ほど、家族で来られたという話もありましたけども、そういったところをはがきを返してもらって、親子の会話が、そこに書かれているような、こういうことをお母さん、お父さんと話したんだよということを返してもらって、ここでまた展示をするとか、そのことについて評価するとか、そういうふうになれば、ただ単に来て見た、そうだったのかということで終わるのではなくて、家族のそういった一つの団らんの世界にも、このごみ問題、リサイクルとかリユースとか今ありましたけども、そういったことが語られるような取り組みをしてはいかかかなと思っております。

このことについて、答えにくいと思いますが、何か見解がありましたらお聞かせください。よろしく申し上げます。

以上で再質問を終わります。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 今御質問いただいた点でございますけれども、御指摘のように、現在小学校4年生の社会見学の授業としてたくさんの方の児童の方にお越しいただいている現状でございます。

見学した後で子供たちの感想をまとめて送っていただける学校などもございますし、また、この施設が見学だけの施設ではないということを知った先生や生徒さんが、今度はワークショップを主体とした団体見学を申し込まれるというような例もございました。また、見学した子供さんが先頭になって御家族を引き連れてお見えになるというような例も目にしております。

こうした反応を見てまいりますと、今後の啓発活動の広がりというのを非常に私どもも期待しているところでございまして、この地域にお住まいの4年生のお子さん、ほとんどの方がお見えになるということでございますので、そういった機会をぜひ生かしていきたいと考えております。御提案の件、そういったことも十分に啓発施設とも検討いたしまして、今後さらにそういった活動が広がっていく

ようなことを目指してまいりたいと考えております。

さらに取り組みを高めてまいりたいと考えておりますので、また啓発施設ともよく相談してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 8番、鈴木光義議員。

○8番（鈴木光義君） ありがとうございます。

いずれにしても、ごみの問題については、非常に大きな今後の課題というか、問題になっているところだと思います。そういう意味では、大人だけの意識、非常に低い部分があるので、子供の力をかりて、子供の発想というか、子供の見た目、本当に純粋なその力をかりて、親の意識を変えていく。そうすれば、市民・町民のごみに対する行動も変わってくると思います。

そういう意味では、一つの提案でしたけれども、ほかにもいろんな取り組みが可能だと思います。特に、できたばかりのセンターでいろんな取り組みをしていただいて、そういった市民・町民への意識向上のために、また、ごみの量の軽減というか、そういったことも含めて前進していただけたらなと、このように思いますので、よろしく願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶田忠勝君） 以上で一般質問を終わります。

しばらくの間、休憩いたします。

（休 憩 11時45分）

（再 開 13時00分）

○議長（梶田忠勝君） 再開いたします。

日程第4 報告第1号
------------

○議長（梶田忠勝君） 次に、日程第4、報告第1号、平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の事故繰越し繰越し計算書の報告についてを議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） それでは、報告第1号、平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の事故繰越し繰越し計算書の報告について説明をさせていただきます。

本報告は、地方自治法第220条の規定による平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算の事故繰越額を定めましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、議案書、報1-3の繰越し計算書のとおり、第3款 衛生費、第1項 清掃費

の環境影響評価事後調査業務委託におきまして、平成22年度業務が年度内に完了しなかったため、その全額であります4,515万円を翌年度に繰り越しをしたところでございます。

以上で報告をさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） ないようですので、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 議案第3号
------------

○議長（梶田忠勝君） 次に、日程第5、議案第3号、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響調査等の実施に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する当局の説明を求めます。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第3号、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響調査等の実施に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

本条例は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響評価の実施手続に関する条例第14条第4項に基づき、環境影響評価書に記載された事後調査終了後の環境影響調査等の実施に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響調査等の実施に関する条例につきまして御説明をいたします。

まず、お手元のほうにお配りしております議案第3号参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。これは、平成12年に制定されております猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響評価の実施手続に関する条例で、今回制定しようとする条例の根拠となる条例でございます。

第1条にありますとおり、この条例は、組合がごみ処理施設を建設するに当たり、実施しようとする環境影響評価に関し、組合がとるべき手続を定め、環境影響評価を公正かつ透明性を保ちながら実施し、もって環境の保全の見地から適正な配慮を行い、健全で快適な環境を保持できるよう制定したものであります。

そもそも国崎クリーンセンターにつきましては、その内容及び規模から、国の環境影響評価法、兵庫県の環境影響評価に関する条例の対象とはならず、また、建設場所が大阪府内ではありませんので、大阪府の環境アセスメント条例も適用されないことから、環境アセスメントについては何の制約を受けることもなく実施できたところです。

しかしながら、ごみ処理施設につきましては、その稼働によりまして、周辺にお住まいの住民の方々の健康や生活環境へ何らかの影響があるのではないかという不安、あるいは地球環境という観点からの影響など、広範囲に高い関心があり、組合としては根拠なしに環境アセスメントを行うのではなく、兵庫県の環境影響評価に関する条例などの手続に準じて、ルールにのっとって実施していく必要があると判断し、制定したものであります。

4ページをごらんいただけますでしょうか。

第14条で事後調査の実施等を定めており、まず、第1項で「管理者は、環境影響評価書に記載された事後調査の実施に関する事項に基づき事後調査を実施し、その結果を記載した報告書を作成するものとする。」としており、第2項でこの事後調査報告書を、「15日間公衆の縦覧に供するもの」としております。

また、この事後調査に関しましては、2ページをお開きいただきますと、第8条に、管理者は「環境影響評価を実施したときは、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書を作成するものとする。」としており、3ページの第7号に、「事業に着手したときから施設の稼働後おおむね1年を経過するまでの間に実施する事後調査に関する事項」がうたわれております。

では、その後の国崎クリーンセンターの調査については、4ページに戻っていただきまして、第14条第4項をごらんいただきますと、「環境影響評価書に記載された事後調査終了後の環境影響調査等の実施に関しては、別に条例で定める。」と規定されております。

ごみ処理施設につきましては、建設当時と変わらず、その稼働によりまして環境への影響はどうなっているのかについては高い関心があり、事後調査終了後も継続的に環境への影響を調査をしていく必要があると認識しております。そのため、今回、条例第14条第4項に基づき、環境影響調査等の実施に関し、新たに条例で定めようとするものであります。

議案書の議3-3ページをごらんいただきたいと思います。

今回新たに制定しようとする猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するごみ処理施設に係る環境影響調査等の実施に関する条例は、全4条からなる条例でありまして、第1条では、ただいま御説明いたしました趣旨をうたっております。

第2条では、第1項で管理者が環境影響調査を実施し、その結果を記載した報告書を作成することとしております。次に、第2項では、環境影響調査の実施項目を定めており、その内訳は別表1に掲げております。

議案書の議3-5ページの別表1をごらんいただけますでしょうか。

そこに掲げている項目が環境影響調査の実施項目の全部でありまして、年度ごとにどの調整項目を実施していくかにつきましては、第3項で規則にゆだねることとしております。

先ほどの議案第3号参考資料の9ページを、申しわけございません、お聞きいただきたいと思いません。

ここに掲げておりますのが、条例が可決され、制定の運びになりましたら定めようとする条例施行規則の案でございます。

第2条第1項で「年度別の環境影響調査の実施項目は、別表1のとおりとする。」としております。別表1は11ページにございまして、資料の右半分の黒い丸のついた項目が、年度別の実施項目になってございます。

今回制定しようとする規則では、供用後10年目となる平成30年度までの実施項目を定めることとしており、その後の調査項目につきましては、それまでの調査結果の経過を見据えながら、しかるべき時期に規則改正を行い、定めてまいります。

また、9ページに戻っていただきまして、規則第2条第2項では、「運転委託者の変更、大規模修繕の実施又は別表1に掲げる排出源モニタリング結果に異常が見られた場合には、必要に応じ別表1に掲げる環境モニタリングの項目を追加し、実施することとする。」としております。

条例の本文に戻らせていただきます。

議案書の議3-3ページをごらんください。

続きまして、第3条では環境影響調査報告書を15日間の縦覧に供することとしております。また、縦覧場所として、組合事務所や関係市町の事務所などと定めております。

この縦覧に関しては、これまで実施してまいりました環境影響評価書に記載された事後調査の報告書の縦覧方法と整合を保つよう定めております。また、第4条は、規則への委任規定でございます。

なお、この条例は、交付の日から施行しようとするものであります。

説明は以上であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、平岡譲議員。

○10番（平岡 譲君） この条例の制定というかに関しては、本当に住民のふだんは高い関心があるということで、事後調査ということなんで、きちんと縦覧をしていただいて、15日間するということなんですけれども。縦覧の場所が、もともとある実施手続に関する条例の縦覧場所と整合性を保つために一緒ということをお聞きしたんですけれども、現在の縦覧の場所はどこなのか。ちょっとこれ

は確認のためにも聞いておきたいんで、それを教えていただくことと、後は、こういったことが行われるということに関して、住民への周知というか、そういう部分についてどういうふうにご検討されているのか、2点お願いします。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） まず、1点目の縦覧の場所でございます。これは、基本はこの組合、それから1市3町の環境部局の市役所、町役場のほうでございます。

この条例が制定されました折には、森の泉の広報でありますとか、組合のホームページ、こちらのほうで掲載もいたしますし、こういうやり方が始まりましたというお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 10番、平岡議員。

○10番（平岡 譲君） ありがとうございます。

縦覧の場所について、3番目の環境影響調査を実施する周辺地域内ということも書かれているんですけども、そういった地域から縦覧に関して声というのは上がっていないのかどうか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 今の御質問の点でございます。実際に環境影響調査、これまでは事後調査を実施してきております中では、そういう御要望等はこちらのほうには入ってきておりません。

それと申しますのは、環境保全委員会、それから地元協議会等でしっかりと情報を流させていただいておりまして、そういったことがいい意味で浸透しているということにつながっているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） ほかにありませんか。

13番、池上議員。

○13番（池上哲男君） 3点ばかりお聞きしたいんですが、参考資料11ページに一覧表で項目が上げられている中で、騒音の中に道路交通騒音とありますが、これはどの地点を測定するのか。

それともう一点、騒音だけでなく自動車の排気についてのチェックはしないのか。その辺はどうなんですかね。

それと、運転に関するものではなくて、パッカー車のことですから、こんな間隔を置いていいものかどうなのか、1点もう少し密にしたほうがいいのではないかなというふうに思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 道路騒音の地点でございますが、国崎クリーンセンターの入り口にござい

ます県道の、言うてみれば上流側、下流側の2地点をはかってございます。

それから、道路交通に絡みます排気ガス、これについては基本的には測定の対象とはいたしておりません。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 池上議員。

○13番（池上哲男君） 今お聞きしたのは、以前この議会の中で質問があったようにも思うんですけど、収集車がスピードの問題と騒音の問題、排ガスの問題、これ住民から意見が出てるという話がたしかあったように思ったんですが、その辺のことを加味したら、入り口、出口のところというだけでなく、一般的に指導で済む問題なのか、排ガスがどうなのかという調査をしないと、振りまいていくわけですから、この条例とは直接は結びつかないかもわかりませんが、その辺の対策は別個に考えておられるのかどうかお聞きしたい。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 今議員おっしゃいましたとおり、この条例の制定の趣旨、やろうとしておる事業の内容、そういうものとパッカー車の通行にかかわります騒音ですとか排ガスですとか、そういうものとは一応切り離して考えさせていただいております。構成市町のほうへそういうスピードの出し過ぎ等ないように、今後お願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（梶田忠勝君） よろしいですか。

ほかに。

福西議員。

○17番（福西 勝君） そしたら、その続きなんですけど、この23年度はいつごろに調査をされる予定かお決まりでしょうか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 今回、条例を制定するに当たりまして、23年度の分につきましては、実はもう既に事後調査といたしまして実施を始めておるところでございます。この23年度の内容で実施いたしましたものは、昆虫のところになりますが、ヒメボタルの調査を6月30日に実施いたしました。

その後、陸生動物、それから底質、それと排出源のモニタリング、こういったところを実施していく予定でございます。この条例が可決・成立いたしました折には、その段階から条例に基づきます環境影響調査というふうに位置づけを変えようというふうに思っております。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 福西議員。

○17番（福西 勝君） そしたら、各項目の調査をする時期というのは、1年間を通して時折々でさ

れるということですか。それか、一つの期間で一斉にされるのか、どちらでしょうか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） これは、時折々に実施してまいります。先ほども申しましたように、ヒメボタルにつきましては、6月の末から7月の初旬にかけて、2週間程度の間しかヒメボタルが成虫となって現場のほうに出てくるということが、その期間でしかございませんので、そういった期間をとらまえるというふうなことになってございます。

○議長（梶田忠勝君） 福西議員。

○17番（福西 勝君） ありがとうございます。

そしたら、各項目が終われば、縦覧になるということによろしいですか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 調査結果につきましては、1年度分を集約いたしまして、すべて包含した格好で年に1回縦覧をさせていただく予定でございます。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

それでは、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 認定第1号

○議長（梶田忠勝君） 次に、日程第6、認定第1号、平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより当局の説明を求めます。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） それでは、認定第1号、平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

本認定は、地方自治法第233条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定を受けようとするものでございます。

決算の概要につきましては、会計管理者より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（梶田忠勝君） 会計管理者。

○会計管理者（篠木満司君） それでは、決算認定を受けるに当たりまして、まず平成22年度決算の概要を申し上げます。

座って失礼いたします。

本決算は、平成22年度の当初予算と補正予算の議決に従いまして、予算を執行した実績を示すものであります。

平成22年度は、国崎クリーンセンターの機器や設備が安定してきたことや、これまでの運転経験により現場での対応能力が高まったことから、施設稼働当初に比べ、安定的に施設運営が実施できたところでございます。

平成22年度決算は、平成21年度と比べ、歳入について13.3%の増額となっております。有価物の売却収入や容リ協会からの拠出金などが増収となったことから、諸収入は前年度に比べふえておりますが、引き続き市町負担金が収入の中心となっております。

歳出については、10.1%の増額となっております。これは、平成22年度から18年度債の起債の元金償還が始まったことが大きな要因であります。一方で施設の適切な維持管理と安定的な運転に主眼を置いた支出もふえております。

歳入歳出差引残額は、1億844万6,804円ですが、前年度の実質収支額4,443万1,317円、及び翌年度へ繰り越すべき財源4,515万円を差し引きしました単年度収支額は、1,886万5,487円の黒字となっております。

主な事業の実施状況といたしましては、年間の受け入れごみ総量は6万2,783.32トンで、焼却施設において5万6,531.29トンのごみの焼却処理を行うとともに、リサイクルプラザでは再資源化を図るための選別や処理を行い、5,683.55トンを資源等として搬出したしました。

あわせて、建築・設備等の瑕疵検査を行い、必要箇所の改良・改修等を実施させるとともに、専門的な立場からの技術支援を得て、より適切な施設維持や運転管理を行いました。また、広報紙や啓発施設の実施事業等を通じた啓発活動を繰り返し行ったところでもあります。

その他、施設運転及び施設建設後の周辺環境の影響を調査するため、環境影響評価事後調査を実施し、環境保全委員会において調査結果を逐次報告いたしました。また、溶融飛灰から非鉄金属を回収し、再使用する山元還元を試験的に実施し、再資源化と経費の縮減に努めました。

そして、これらの予算の執行に当たりましては、適正かつ効率的運用を図ってまいったところであります。

それでは、議案書、認1-4、5ページの歳入歳出決算額表により説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、歳入合計は歳入予算現額21億2,563万円に対し、歳入決算額は21億4,477万1,070円で、予算現額に対し100.90%の収入率であります。

歳入の款別では、01 分担金及び負担金で18億3,664万3,000円、02 使用料及び手数料で1億3,547万9,217円、04 繰越金で4,443万1,317円、05 諸収入で1億2,821万7,536円の収入となっており、分担金及び負担金が歳入総額の85.6%を占めております。

歳出合計は、歳出予算現額21億2,563万円に対し、歳出決算額は20億3,632万4,266円で、予算現額に対して95.80%の執行率であります。

款別では、議会費で77.32%、総務費で95.74%、衛生費で93.89%、公債費で100%の執行率であります。なお、予備費の執行はございません。

歳入歳出予算差引残額は、1億844万6,804円で、翌年度に繰り越すべき財源4,515万円を差し引き、実質収支額は6,329万6,804円でございます。

次ページの認1-6から認1-9ページにかけましての歳入歳出決算書におきましても、同様の内容を記載しております。

以上が平成22年度決算の概要でございますが、歳入の決算事項別明細書の説明につきましては、引き続き私のほうから、また、歳出につきましては、事務局長から御説明をさせていただきます。

それでは、議案書、認1-10、11ページをお開きください。

最初に第1款 分担金及び負担金についてであります。

第1目 市町負担金につきましては、18億3,664万3,000円を収入いたしました。これは、搬入可燃ごみ量に基づく管理アロケ、計画可燃ごみ量に基づく施設建設アロケ、及び起債の償還金により、それぞれの市町負担金が算出されています。

各市町の負担金は、川西市12億6,978万1,000円、猪名川町2億7,150万9,000円、豊能町1億8,344万8,000円、また、能勢町が1億1,190万5,000円であります。

なお、22年度の搬入可燃ごみ量に基づく管理アロケは、川西市71.17%、猪名川町14.59%、豊能町8.76%、能勢町5.48%となっております。

第1款 分担金及び負担金の収入済額は、予算現額の100%であります。

次に、第2款 使用料及び手数料についてであります。

第1項 第1目 施設使用料7,200円、第2目 公有財産使用料4万3,437円の収入であります。

第2項 第1目 ごみ処理手数料につきましては、地域内の許可業者や住民が直接本センターに搬入する一般廃棄物の処理手数料として、1億3,541万9,120円を、第2目 情報公開手数料

として9,460円を収入いたしました。

第2款 使用料及び手数料の収入済額は、予算現額の101.1%で、歳入決算額に占める構成比は6.3%であります。

次に、第4款 第1目 繰越金におきまして、4,443万1,317円を収入いたしました。これは、平成21年度実質収入額による繰越金で、歳入決算額に占める構成比は2.1%であります。

次に、第5款 諸収入についてであります。第1項 第1目 預金利子におきまして、12万5,616円を収入いたしました。

第2項 第1目 雑入におきまして、不適合事象損害賠償金等として71万7,795円、破碎鉄や缶などの有価物売却収入として3,981万9,609円、ごみの焼却に伴う発電の売電収入として5,952万6,605円、駐車場収入として176万8,000円、自動販売機の電気使用負担金として8万5,654円、ごみ収集車の洗車機使用料として55万9,250円、損傷補修に伴う建物災害共済金として43万264円、プラスチック製容器包装及びペットボトルの再商品化等に伴う日本容器包装リサイクル協会からの拠出金として2,518万4,743円、合計1億2,809万1,920円を収入いたしました。

第5款 諸収入の収入済額は予算現額の116%で、歳入決算額に占める構成比は6%でありました。

歳入の説明は、以上であります。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） それでは、歳出につきまして御説明いたします。

平成22年度より事業別に予算を組んでおりますので、歳出の予算事項別明細書におきましても、事業別に節及び細節の内訳を取りまとめさせていただいております。

認1-12、13ページをお開きください。

第1款 議会費 第1項 議会費 第1目 議会費についてであります。本年度の支出済額は149万3,765円で、不用額は43万8,235円となっております。

事業別分類では、01 議会費人件費と、02 議会運営事業の2事業に分類して支出しております。主だった内容は、02 議会運営事業において、委託料におきまして、定例会2回、臨時会1回、議員総会2回の会議録作成業務に係る業務委託料で、35万9,100円を支出しました。

次に、認1-14、15ページをお開きください。

続きまして、第2款 総務費について御説明申し上げます。

まず、第1項 総務管理費 第1目 一般管理費についてであります。本年度の支出済額は8,101万8,735円で、不用額は319万4,232円となっております。

事業別分類では、01 一般管理費人件費から、03 環境保全委員会事業の3事業に分類して支

出しております。

事業ごとに主だった内容について御説明いたします。

まず、01 一般管理費人件費では、負担金、補助及び交付金で事務局長及び総務課職員5名、計6名分の給与費等負担金5,933万9,351円を支出しました。

次に02 総務管理事業では、需用費で例規集の追録や広報6回分の印刷製本費179万7,295円、役務費で広報紙の配布業務等として、手数料276万1,263円、建物総合損害共済基金分担金等として、保険料280万9,318円、委託料で施設の清掃業務等の業務委託料として711万9,000円、使用料及び賃借料で財務会計システム等のOA機器等使用料で129万6,344円、組合公用車2台分の自動車借上料で96万7,050円となっております。

次に03 環境保全委員会事業では、報償費で環境保全委員会委員報償として、その他報償費53万2,800円、委託料で環境保全委員会の会議録作成業務に係る業務委託料で34万3,611円を支出しました。

次に、認1-16、17ページに移りまして、第2目 公平委員会費についてでございますが、本年度の支出済額は3万3,300円で、不用額は3万4,700円となっております。

事業別分類では、01 公平委員会費人件費と、02 公平委員会運営事業の2事業に分類して支出しております。

01 公平委員会費人件費では、報酬で公平委員会1回開催分の委員報酬3万3,300円を支出しました。

次に、第4目 緑地等維持管理費についてであります。

本年度の支出済額は290万8,579円で、不用額は39万5,421円となっております。

事業分類では、01 緑地等維持管理事業の1事業で、主だった内容としては、委託料で多目的広場芝生管理業務や防鹿ネット設置業務等に係る業務委託料288万6,450円を支出しました。

続きまして、第2項 監査委員費についてであります。

第1目 監査委員費については、本年度の支出済額は7万2,033円で、不用額は11万1,000円となっております。

事業別分類では、01 監査委員費人件費と、02 監査委員管理事業の2事業に分類して支出しております。

01 監査委員費人件費では、報酬で委員報酬7万2,033円を支出しました。

次に、第3款 衛生費について御説明申し上げます。

認1-18、19ページをお開きください。

まず、第1項 清掃費 第2目 施設管理費についてでございますが、本年度の支出済額は1億3,982万3,056円で、翌年度繰越額4,515万円、不用額は206万7,944円となっ

ております。

事業別分類では、01 施設管理人件費から、03 施設整備事業の3事業に分類して支出しております。

事業ごとに主だった内容について御説明いたします。

まず、01 施設管理人件費では、報酬でボイラー・タービン主任技術者1名の嘱託員報酬396万4,800円、負担金、補助及び交付金で施設管理課職員11名分の給与費等負担金1億653万6,552円を支出しました。

次に、02 施設管理事業では、需用費で防具、ランプ類等の消耗品費104万7,050円、役務費で周辺3地区排ガス濃度表示インターネット代等の通信運搬費36万5,450円、委託料で昇降機等の保守点検業務に係る設備保守管理委託料590万1,000円、搬入されるごみの計量業務や排出源分析業務等の業務委託料1,429万8,895円、施設の運転状況の確認や機器のメンテナンスに係る技術支援業務の調査委託料629万1,600円を支出しました。

次に、03 施設整備事業では、工事請負費で洗車場さく設置工事として、改良工事費89万232円を支出しました。

次に、認1-20、21ページに移りまして、第3目 ごみ処理費についてでございますが、本年度の支出済額は10億6,931万1,757円で、不用額は3,580万3,243円となっております。

事業別分類では、01 焼却事業と、02 リサイクル事業の2事業に分類して支出しております。事業ごとに主だった内容について御説明いたします。

まず01 焼却事業では、需用費で焼却施設の排ガス処理等に係る薬品類等の消耗品費7,311万5,765円、焼却炉や熔融炉で使用する都市ガス料金等の燃料費1億7,424万9,188円、施設に係る電気料金、水道料金、下水道使用料金の光熱水費で6,834万812円、焼却施設関係の修繕料67万7,040円、委託料でプラントメーカーに実施させた設備点検整備業務に係る設備保守管理委託料3億345万円、熔融処理物等の運搬・最終処分に係る業務委託料5,187万1,831円、焼却施設運転業務に係る施設管理運営委託料2億6,367万5,160円を支出しました。

次に、02 リサイクル事業では、需用費で搬出物の梱包資材等の消耗品費900万9,316円、リサイクルプラザで使用するショベルローダー等の重機の燃料費89万1,727円、設備や重機の修繕料273万4,725円、役務費で不法投棄された特定家電のリサイクル料金等の手数料75万8,022円、委託料で重機の保守点検に係る設備保守管理委託料65万6,250円、容器包装の再商品化や有害ごみ、処理困難物等の処分に係る業務委託料1,532万1,021円、リサイクルプラザ4部門の業務に係る施設管理業務委託料1億442万960円を支出しました。

次に、第4目 啓発費についてであります。

本年度の支出済額は6,918万9,825円で、不用額は11万175円となっております。

事業別分類では、01 啓発事業の1事業で、主だった内容としては、委託料で啓発施設「ゆめほたる」の管理運営に伴う指定管理料6,870万円、啓発施設が実施する事業で使用する電動工具などの器具購入費48万9,825円を支出しました。

続きまして、第4款 公債費について御説明申し上げます。

認1-22、23ページをお開きください。

第4款 公債費 第1項 公債費 第1目 元金では、本年度支出済額は4億7,927万3,232円となっております。

事業別分類では、01 起債管理事業の元金分として、償還金、利子及び割引料で18年度までに発行しております地方債に係る元金の償還金を支出いたしております。

第2目 利子におきましては、本年度支出済額が1億9,319万9,984円となっております。

事業別分類では、01 起債管理事業の利子分として、償還金、利子及び割引料で、これまでに借り入れました地方債にかかる利子を支出いたしております。

第5款 予備費につきましては、支出済額はございません。

次に、認1-24ページでは、実質収支に関する調書を掲げております。

認1-26、27ページをお開きください。

財産に関する調書についてであります。

1. 公有財産について、決算年度中の土地及び建物の増減はございません。

次に2. 物品についてであります。登録数については、規則改正に基づき、50万円以上の備品の数量としております。

表中、機械器具類の2件の内訳は、巻上機、床洗浄機、各1件であります。また、車類5件の内訳は、公用自動車1件、リサイクルプラザで使用するショベルローダー2件、フォークリフト2件であります。

以上で、平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合歳入歳出決算についての説明を終わります。

よろしく御審査賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（梶田忠勝君） 説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑は歳入と歳出に分けて行います。

まず初めに、歳入について質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

3番、宮坂満貴子議員。

○3番（宮坂満貴子君） まず、事項別明細の手数料のところですね。ごみ処理手数料、これは搬入の

手数料の合計額だと思うんですが、昨年と余り変わらず、1億3,541万9,120円となっています。

これは、大体10キログラムに対して80円の手数料ということになっていますので、計算してみますと全ごみ量の二十四、五%ぐらいの搬入トン数かと思いますが、そういうふうを考えていいかどうか、ちょっとお尋ねします。計算がちょっとややこしいので、うまくできていません。

ただ、この場合、以前からも申し上げているように、ごみ処理手数料で1億円からの収入があると。24%から25%ぐらいのごみ量が搬入されていると、こういう事実からすると、かなりなパーセンテージの高さだと思います。

ですから、搬入ごみの手数料については、大体10キログラム80円ということになっていけれども、実質10キログラム焼却または処分するに対しては、130円から50円、高い物で160円という地域もあつたりしますので、そのところをどう考えていらっしゃるのか。今後に向けてちょっと考えをお聞かせください。

それからもう一つ、容り協会の拠出金なんですが、これが昨年度の10倍ぐらいになっていますね。ですから、すごく分別がきちんに行われていったということと、ランクですね。ランクについてもどのように動いてきたのかということをお教えいただきたいと思います。この拠出金の金額が非常にふえているということは、内容もいいのと同時に、こちらからのごみ量がどのようになっているのかということについても関係があるかと思いますが、それについて教えてください。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） お尋ねいただきました手数料の関係でございます。

まず、搬入ごみ量が総計で6万2,783.32トンでございます。ごみ処理手数料として搬入しました許可業者並びに自己搬入につきましては、搬入トン数といたしましては、1万6,927.39トンということで、今議員のおっしゃられたような率に近いものになってまいろうかと思っております。

それで、手数料の金額の関係でございます。

こちらにつきましては、この施設、稼働するときに手数料条例を定めまして、10キロ当たり80円ということで運用しているところでございます。ちなみに、近隣の6施設を調査いたしますと、似たような数字と言ったらあれでございますけど、伊丹豊中が60円、宝塚が80円、三田が90円、池田が40円、箕面が40円、国崎が80円ということで、住民の方の搬入といたしましては、平均いたしますと65円ということになってまいります。

これ、許可業者、事業者ならして平均いたしますと、76.67円ということで、ほぼ私ども搬入単価、この周辺におきましては、ほぼ似たような額で運用されているところかと思っております。こちらにつきましては、まだ稼働して3年目での状況でございますので、いずれかの段階でこの額が適

正なのかどうかというような判断を加えていく必要はあろうかと思っておりますが、当面は10キロ当たり80円という単価で進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、容リ協会の拠出金の関係でございます。

こちら、容リ協会につきましては、一番大きな増額となった理由でございますが、実は拠出金につきましては、1年おくれで入ってまいります。22年度に入ってまいりました一番大きなものは、21年度に搬出したしました容器包装プラスチック、これに関しての拠出金が増額になったことが大きな理由でございます、実は昨年度につきましては、20年度の試運転時代の容リの量で算定しておりますので、その分が非常に大きな額の差となっております。

品質に伴うものにつきましては、また後ほど議員総会でも御説明させていただく形になろうかと思っておりますが、今年度搬出したものにつきましては、次年度に拠出金として反映されてくるものと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（梶田忠勝君） よろしいですか。

3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） ランクですね。この金額に至ったランク、わかると思いますので、それをちょっと教えていただきたいのと、それから、22年度、23年度の分について、どういう予測が立てられているかと。前々年度と比べて、内容物の状況がよくなっているかどうかですね。それについて教えてください。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） プラスチック製容器包装のべール品質評価の関係でございます。こちら、拠出金に一番影響してまいりますのが容器包装率でございます、21年度が86.06%、22年度が87.83%となっております。年々、向上しつつありますので、構成市町、住民の皆様方の御協力、また、私どものほうも努力を重ねることによりまして、品質向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（梶田忠勝君） よろしいですか。

ほかに。

9番、黒田議員。

○9番（黒田美智君） 今のちょっと関連なんですけれども、いただいている資料の3ページのところで、9のところにごみ処理経費として、平成22年度はトン当たり1万9,236円という値が出ていますけれども、これの計算根拠をちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） ごみ処理単価の計算根拠ということについてであります。

これにつきましては、施設管理費が1億3,982万3,056円、それからごみ処理費、これが10億6,931万1,757円。以上の経費を足しまして、それらの内容を焼却炉にかかる費用、それから溶融炉にかかる費用、リサイクル施設にかかる費用にそれぞれを分類いたしまして、求めました値が、焼却施設にかかります費用が4億9,695万7,589円、溶融炉にかかります費用が4億1,116万6,923円、リサイクルにかかります費用が2億9,955万8,311円ということになりまして、これをごみ総搬入量で割ってやります。

そうしますと、焼却炉にかかります1トン当たりの費用が7,915円、溶融炉にかかります費用が6,549円、リサイクルにかかります費用が4,771円、これらを合計いたしますと1万9,236円ということになります。

以上が根拠でございます。

○議長（梶田忠勝君） よろしいですか。

3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） その費用の算出の方法はわかるんですが、この中に経費ですね。各溶融炉、それからリサイクル、それから焼却炉のその費用なんですけど、その中にはもちろん人件費その他全部含まれているわけですか。保険代とかそういうものも入っていますか。

わかりました。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

よろしいですか。

それでは、ほかに。

9番、黒田議員。

○9番（黒田美智君） 05 諸収入、02 雑入のところの71万7,795円のちょっと詳しいことを教えてください。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） こちらにつきましては、主なものは、契約に基づく損害賠償に伴う収入でございます。平成22年4月16日に発生いたしました不適合事象について、業務委託契約書の規定に基づきまして、当組合がこうむった損害を請求して、歳入しているものでございます。金額といたしましては、71万5,955円でございます。内訳といたしましては、立ち上げ、立ち下げに伴うガス代及びアンモニア水代の相当額、並びに人件費相当額でございます。

以上でございます。

○9番（黒田美智君） ありがとうございます。

○議長（梶田忠勝君） 次に、歳出について質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。歳出。

9番、黒田議員。

○9番（黒田美智君） 一つは、認の1-12、13、議会費のところでは業務委託料35万9,100円というのがあります。議事録というところなんですけれども、これは意見で結構ですけれども、実は先般、資料等を配っていただいたものの議員総会の会議録の中に、テープ起こしできるとされるものなので、きちんとしゃべっていない部分が言葉として漢字に置きかえられたりしているものがあります。その中で、実は例えば、「発破作業」、造成のときにダイナマイトを使ったというところの「発破作業」というのが、「飯場作業」になっているんですね、2カ所。それから、その後の質問のところ、それぞれの文化財としての「間歩」というのが、「まぐ」という形になってたりとかしますので、ぜひもちろんテープ起こしですので、すべてが正しく起こされていくわけではありませんが、担当のほうでちょっときちんと読んでいただいて、訂正をお願いしたいというふうに思います。今までの部分は、会議録署名・捺印してしまっていますので、どうこうにはならないと思いますので、今後というところでぜひお願いをしたいと思います。

それから、認の1-14、15のところでは聞いたらええのかなと思ってんですが、せっかく本当にいい施設ができて、リサイクル等もですし、啓発活動というところで、ここまでに来る、いわゆる車の運行が自家用車で来ないとだめだという部分がありますよね。

そこで、もちろんここの自動車の借上げを使えとは言いませんが、例えば今もだからいろんな催し物をされているときにだけでも、最寄の山下駅からとか、妙見口駅からとかというような形でバスを走らそうかとかというようなことなんか、この平成22年度に議論をされているならば、ちょっとそのあたりのことを教えていただきたいんですけれども。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 御指摘のこの施設への交通手段の確保、これは本当に開設当初から大きな問題となっております、おっしゃるようにマイカー、もしくはタクシーで来ないこの施設に來れないというような、啓発施設抱える中では大きなハンディとなっているところでございます。

それで、実は啓発施設とも相談する中で、今御質問いただいた中にございましたように、平成22年度から大きなイベントのときにシャトルバスを走らせるようにいたしております。一番最初に行いましたフリーマーケット、それから冬の祭典、ともに乗車率等が高くはございませんでした。

ただ、やっぱり我々の啓発、広報、PRの不足、また、運行ルートの問題等があるかということ、今年度ちょっと改良いたしまして、昨年度は山下駅でしか乗れなかったところを日生駅と山下駅、二つで回遊するようなルートにいたしました。

それと、PRのほうも重ねて広報で行うなどいたしまして、ことしについては、「かえっこバザー

ル」、「フリーマーケット」、「ジャズとホテルの夕べ」、3回。まだ、あとさらに大きなイベントで実施する予定にしておりますけれども、少しずつ何となく定着してきているのかなというところではございます。

ただ、非常にたくさんの方が御利用いただけるという状況ではございませんので、啓発施設のほうも極力この施設にはバス等で来てくださいますと。シャトルバスを使って来てくださいますというようなことも重ねていきたいと思っています。しばらくすれば、もう少し定着してくるのかと思っておりますので、今年度、今しばらく様子を見てまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 10番、平岡議員。

○10番（平岡 譲君） 歳出のごみ処理費全般のことになるんですけども、決算概要の説明というところで会計管理者のほうから説明が冒頭あったんですけども、主要施策成果報告書の総括の中でも、もちろん可燃ごみ、あるいは容器包装プラについての搬入量が一定減少していつていると。しかしながら、大型ごみや剪定枝等の搬入量が増加したということで、決算参考資料の2ページを見ていただければいいのかなとは思うんですけども、実際、可燃ごみと容器包装プラについては、量的には減って減量化が図られているという部分があるんですけども、粗大ごみ、これについても対前年度比で155トンほどふえておると。あるいは、大型ごみについても564トンほどふえてきておると。

そして、剪定枝ですね。これに関しても2倍ぐらいになっているんですね。いわゆる、粗大ごみと言われる分がかなりふえてきているという状況があります。大型ごみなんかで、川西市では全体の大型ごみの量の73%を占めています。あるいは、剪定枝に関しては、川西市が断トツで88%を占めているというのがあるんですけども、この辺の分析はされておると思うんですけども、ごみ量の推移というところではとらえて、当局のほうはいかがお思いなのか、答えていただけますか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） この22年、21年、この2年間での変動でございますので、傾向という形になるのかどうかというのは、もうしばらく傾向、ごみ量等を追跡していかないといけない部分はあろうかと思っておりますけれども、変動の要素の中でさまざまな要素があったのではないのかなと推測はするところでございます。

例えば、剪定枝につきましては、これまでこの施設に持ってきてなかった剪定枝について、この施設が受け入れするということになっておりますので、持ってきておられると。例えば、除草でございますとか、もしくは枝刈りした公共施設というんですか道路でございますとか、そういったものの業務委託の部分についても搬入されているような現状がございます。

また、大型ごみにつきましては、例えば有料化の問題でございますとか、そういったさまざまな要

素がある中での22年度だと思っております。いましばらくこの傾向を追跡いたしまして、我々としてもどういう傾向にあるのかというのは見定めてまいる必要があるかと思っております。もうしばらくちょっと様子を見てまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 10番、平岡議員。

○10番（平岡 譲君） この質問をさせていただくに当たりまして、1市3町で広域ごみ処理施設ということで、川西市以外が大型ごみに関して有料化が図られているというのがあります。剪定枝についても、それこそある程度の規格でないと持っていつてくれないというのがあったり、可燃ごみとして出せないのがありますわね。

大型ごみになるのかならないのかというところで、減量は3町のほう、図られているような気がするんですね。川西市については無料ということなので、いろいろな問題を川西市のほうも抱えているということで、他町が有料であるので、そこから先は想像の世界にお任せしますが、云々というような話があったりね。

そういった中で、それこそ減量化が可燃ごみについては図られているのに、大型ごみについてはふえる傾向がある。一概には21年度の比較なんで、言われたような形でもう少し見ないけないというのはあるんですけども、種々これから検討されていく中で明らかになっていく部分というのは、これからもオープンにさせていただいて、議論というのをやっぱり1市3町の広域ごみ処理施設ということなんで、1市3町が足並みをそろえていくというのも一つの判断として、将来的にはどうかなという部分があるんで、それについて意見があれば、管理者を含め、無理であれば当局のほう、言っただけならば、考え方だけお聞きをしておきます。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） ごみの年度ごとの比較につきまして、次長のほうからも御説明させていただきましたように、なかなか単年では見定めるというのは困難な技になってこようかというふうには思っております。

また、ごみの総量という意味において数字を出しております中では、おおむね等しい値にはなっておるというふうに思いますので、もう少し様子を見させていただきたいというところでございます。

○議長（梶田忠勝君） 10番、平岡議員。

○10番（平岡 譲君） 今年度で3年目を迎えて、次の体制までまた新たな取り組みが始まっていくようなことも聞いておりますので、そういったときにきっちり3年目できちんと検討させていただいて、次の形に持っていけるような形を、意見とし申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） ほかに。

3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 認の1-21なんですが、先ほど御説明いただいたときに、02のリサイクル事業のほうですね。この役務費のほうで不法投棄物ということが出たんですが、どのような物がどういう経緯で不法投棄とみなされて入ってくるのかどうかということをお伺いします。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 不法投棄の分でございますけれども、当施設は一廃の施設でございます。搬入できる品目は、搬入基準分別区分表によって入っておりますので、いわゆる産廃でございますとか処理困難物等については搬入できないため、自動車でございますとか単車、家電リサイクル対象品目、パソコンという、そういった物につきましては、不法投棄につきましては、道路は道路管理者、それから河川は河川管理者、民地は所有者の責任で処分されるべきでございます、国崎クリーンセンターに搬入することはできないとしているところでございます。

ただ、年2回程度行われるクリーンアップによる住民の皆さんが回収された不法投棄物、並びに各ごみステーション、この中で不法投棄されて置いてしまわれた物については、例外的に私どものほうで搬入基準を定めて、受け入れることといたしております。前年度より、そういう処分量が多少増加傾向にございますけれども、構成市町のほうの御協力も得ながら、私どものほうとして適正に処分してまいりたいと思っております。

基本的には、私どもが行いますのは、処理ルートを決めて一括してやったほうがいいような物、そういった物を処分しているところでございます。タイヤでございますとか、消火器、LPガスのボンベでございますとか、家電リサイクル対象品目、そういったような物を処分しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） よろしいか。

3番、宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） クリーンアップのときのごみについては、これは仕方がないかなと思うんですね。

ただ、ごみステーションに捨てられている引き取れない不法投棄物、それは各市町で附せんをつけて、これは引き取りませんという附せんをつけて、それで第1回で引き取れないんで置いておくということを私たちはお願いしているんです。でないと、どれがいける物で、どれがだめな物かということがまだ浸透していませんので、それを言ってくださいということを、うちも、うちのほうの美化推進部のほうにお願いしたりしています。それについてはどういうふうに話し合いをされていますか。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 先般も事務連絡会がございまして、構成市町の皆様方とそう

いう部分、不法投棄物についての搬入についての私ども状況というのもお伝えして、協力し、一緒になってやっていきたいと思いますというような形での連絡会も持っておりますので、そういった中で、いろんな形での解決の仕方というのをそれぞれ御協力いただける部分かと思っておりますので、私どものほうも引き続き搬入基準を設けて、一括して処分したほうがいい物については処分していく。また、構成市町の皆様方のほうで御協力いただける分については、極力御協力をお願いしていく、そういうことを重ねていくというのが現状でなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） ほかにありませんか。

9番、黒田議員。

○9番（黒田美智君） 認の1-16、17のところの01 緑地等維持管理事業、先ほども多目的広場や防鹿ネットの話がありましたし、資料のほうでもいただいていますので、それ以外はないのかなと思ってるんですが、施設組合として広大な土地を買うときに、残存緑地をどうしていくんやという話がありましたけれども、結局、何の手入れもないままずっとこの間来ていると思うんですが、そのあたりの考え方と今後の見通しというようなところ。もし、ここで何かあれば教えていただきたいのが1点。

それから、認1-20、21のところ、資料もいただきました。とても丁寧な資料をありがとうございます。焼却事業のところの委託料のところ、そこで働いておられる方たちの人数と勤務年数というのを詳細に出していただきました。大体、平成22年度は四十五、六人のところで職員の方たちも推移をしているのかなというふうに思います。一般質問のほうでさせていただいた部分は割愛をさせていただきますが、勤務年数のところで、例えば焼却炉のほうでいくと、定着率が71.4%、その後、熔融炉のところでは4割ほどの方たちが最初から働いておられますけれども、それぐらいしか働いてないという実がありますよね。そのあたりを施設組合としてはどう考えるのかというのが一つ。

それからもう一つは、新しく入ってこられる方たちというのは、すべて一番最初の当初と同じ、いわゆる教育というのが内容や時間数で行われているのかというのをちょっと確認させてください。

以上です。

○議長（梶田忠勝君） 事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（山内敬之君） 最初にお尋ねいただきました緑地の関係でございます。敷地面積33.8ヘクタールあるうち、およそ24ヘクタールが、今おっしゃられた、いわゆる里山林の部分でございます。こちらにつきましては、一定散策道を設けるなり整備はしているところではございますが、実は今年度予算で整備構想、整備計画、そういった里山林の整備構想計画を策定しようとしているところでございまして、目下作業に取り組んでいるところでございます。そうした中で、年

次的に里山林をいかに保全し、整備していくのか。また、利活用していくのか、そういったようなことについて方向性を取りまとめてまいりたいと考えております。

また、取りまとめましたら、改めまして御報告させていただく形になろうかと思っておりますが、おっしゃるとおり、せつかくの資産でございますので、十分活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 施設管理課長。

○施設管理課長（大上 肇君） 今の教育に関するお問い合わせの件でございますけども。焼却炉、熔融炉に関しましては、まず焼却炉で10月のところでございましたら、1班で6名というのがございます。こういったものは交代されるのが予測されておるというところでございまして、事前にダブっておって、教育を受けておるというふうな形になっております。

だから、専門家の教育ではなくて、いわば現状勤務しておる班長なり、よく知った者がおりますので、その者の教育を受けて一人前になるというふうな形でございます。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） 9番、黒田議員。

○9番（黒田美智君） すいません。質問の仕方が悪かったので再度聞かせてもらいます。

焼却炉で2年間継続をしておられる。一番最初に高性能、高機器ですということですところで職員が配置をされました。でも、さまざまな理由で焼却炉部門では28人中、2年間経過をなさっている方たちというのが、ざっと20名。後の8名の方たちは、例えば1カ月であったり2カ月であったり、半年であったりとするというような、いわゆる定着率が7割強。

それから、熔融になると、定着率というか、いわゆるだからずっと継続して働いておられる方たちは4割なんです。3カ月の方が2名おられたり、1年5カ月の方がおられたりとかというような形で。だから、この定着率を、1回働いていただいたら教育も受けられて、技術も積み上げておられる方たちですから、できるだけ長い間みんなに働いてもらいたいと思ってますので、そのあたりを施設組合としてはどう考えられますかというところがちょっと聞きたい部分です。

それで、今の御答弁の中でダブって仕事をしてもらっているのが、現状の中でなれていっていただいているのが、まるで教育というようなニュアンスなんです。焼却炉はそれでもいいかもわかりませんが、熔融の部分が一番最初の委託の話のときにも、なかなかそれでは難しいと。それぞれの1市3町の職員ではなくて、委託企業の方にやっていただくという鳴り物入りで始まりましたので、そのあたりの教育はきちんとなさった上でやっておられるのかというところが聞きたかったんですね。

ですから、今、焼却部門では現状の中でダブって見習いながらやっていますよという御答弁がありました。それは熔融炉のほうも含めて同じなのではないかとこのところを聞かせてください。

○議長（梶田忠勝君） 事務局長。

○事務局長（杉岡 悟君） 溶融炉につきましては、4割程度しか2年間定着していないという意味の御発言があったかと思いますが、溶融のほうは、もともと全体量、人数が少ないということで、異動する人間がふえますと率が大きく減ってくるということでございます。

焼却炉、溶融炉につきましても、組合といたしましては、将来的には契約が今年度までですから、将来的にはという言い方はおかしいのかもしれませんが、可能な限り地元の方の運転員としての参画ですね。ですから、企業へ採用していただくというような形にできる限り移りかえていっていただくのが望ましいのかなというふうに思っております。

こちらのほうに配属されております従業員も関東のほうから、この施設ができるに当たって赴任をされておられる方が多くいらっしゃいますので、そういう方も地元のほうにお帰りになられるということがございます。そうしたときに、運転技術が落ちないような形で徐々に人を入れかえていくというのは、適性な方向ではないかというふうには思っております。ですから、全く動いてはいかんのだというふうには考えておりません。

それと、教育の中身でございますが、こちらの施設は、焼却炉はさておき、溶融炉については非常に運転の難しいというふうな当初からの考え方がございまして、そのことでこちらの施設の者は、非常によく勉強いたしまして、そのノウハウを十分に班長等持っております。その者がきっちりと教育・訓練を、教材等はございますので、もとにいたしましてやっておりますので、しっかりとした能力を身につけた上で、実際職員が業務に当たるというふうな過程を踏んでございます。そのための期間も十分とっております。

説明は以上です。

○議長（梶田忠勝君） 9番、黒田議員。

○9番（黒田美智君） 一つ確認は、平成22年度のここに出していただいている方たちの部分でいけば、必要な免許や資格はすべての方たちに整っているというふうに確認をなさっていますかというのが聞きたいんですけども。

○議長（梶田忠勝君） 施設管理課長。

○施設管理課長（大上 肇君） 変更があった場合は、業務計画変更届というのが出てまいります。それに伴いまして、または班長とか副所長、総括責任者に関しては、要求水準書の中で資格等がうたっております。その辺は十分確認した上で受け取っております。

以上でございます。

○議長（梶田忠勝君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） それでは、ほかにないようですので質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、黒田議員。

○9番（黒田美智君） 実は、この予算のときには反対の立場で発言をさせていただいてるんです。そのときに、問題として指摘をさせていただいたのは、今先ほど言いました緑地保全の部分が余り具体的になかった。平成23年度の方は、今先ほど説明がありましたけれども、本当にある意味では鳴り物入りでたくさん土地を買ったけれども、なかなかその部分が具体的になかったというところで、反対をさせていただいたという経過があります。

それで、もう一つは、今お聞きしました民間委託の問題です。市の職員、町の職員さんでもですけども、教育期間が足りないから民間委託のほうにするんやというような状況の中で委託が始まった。これは平成22年度の方ですが、21年度には資格のある、経験のあるというところで、少し何人かの方たちが、足りない方たちがおられたということが明らかになって、そのことをやっぱり施設組合としてはやるべきやというようなこともお願いをして、22年度がスタートしました。

今、お話を聞かせていただいた部分では、ちょっともちろんいろいろ言いたいことがありますけれども、それなりに落ちついて職員さんの教育の現状の中身だとかは改善をされてきているのかなというふうに、今の御答弁の中では聞かせていただいたところです。

ですから、一般質問の中でも言いましたが、必要なところに必要な予算をつけていく。予算の使い方が、より透明で公正であるというところは、るる意見としても述べさせていただいているところですので、ぜひ今回これは決算ですので、今回はこの決算については賛成をさせていただきますが、今後ともやっぱり企業としっかりと対峙していくという姿勢を持って対応をしていただくことが、住民の方たちへのよりサービスの向上につながっていくと思いますので、そのところは切にお願いをしておきたい部分ですので、よろしくをお願いします。

意見です。

○議長（梶田忠勝君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。

認定第1号は、決算書のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決しました。

日程第7 同意案件第1号

○議長（梶田忠勝君） 次に、日程第7、同意案件第1号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） それでは、同意案件第1号、公平委員会委員の選任について説明をさせていただきます。

本組合の公平委員会委員は、豊能町の田口数男氏、猪名川町の本山友宏氏、能勢町の平田啓二氏でありまして、任期は4年であります。

今回、本山友宏氏の任期が来る10月16日で満了いたしますので、その後任について、現在、猪名川町の公平委員会委員を務めておられます井谷丈志氏が適任者であると考え、同氏を選任いたしたく提案したものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書 同1-2の参考のとおりでありますので、何とぞよろしく御同意賜りますようお願いをいたします。

○議長（梶田忠勝君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

お諮りいたします。

同意案件第1号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は終了し、定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

○議長（梶田忠勝君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

~~~~~

○議長（梶田忠勝君） 終わりに際しまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。

管理者、大塩民生君。

○管理者（大塩民生君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様のお精励に対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、心よりお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、報告に加え、条例制定及び決算認定、さらには公平委員会委員の選任につきまして御審議を賜り、いずれも原案どおり可決、認定、御同意を得まして、本日、閉会の運びとなりましたことは、組合運営のため、まことに同慶にたえないところでございます。

終わりに臨み、議員の皆様方におかれましては、健康に十分に御留意をいただきまして、組合のさらなる発展のため、ますます活躍されることを心より祈念を申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（梶田忠勝君） 第2回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は、報告、条例制定、決算認定、同意案件など、重要案件を審議いたしましたが、議員各位の御精励によりまして、ただいま閉会を宣告できますことは、まことに喜ばしい限りであります。

議員各位の御精励と、理事者各位の御協力に深く敬意を表するものであります。

議員各位におかれましては、この上とも十分に御自愛くださいますようお願いいたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

○議長（梶田忠勝君） これをもちまして、平成23年第2回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時26分

+

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年8月8日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

議 長 梶 田 忠 勝

第 1 日

西 谷 八 郎 治

会議録署名議員

同 官 坂 満 貴 子